
平成24年第3回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

平成24年9月19日(水)

1. 議事日程第4号

平成24年9月19日(水) 午前10時開議

- 第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
 - 第 2 一般質問
 - 第 3 追加議案の上程
 - 第 4 町長の提案理由の説明
 - 第 5 追加議案の質疑、討論、採決
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
 - 日程第 2 一般質問
 - 日程第 3 追加議案の上程
 - 日程第 4 町長の提案理由の説明
 - 日程第 5 追加議案の質疑、討論、採決
-

出席議員(15名)

1 番	廣 澤 俊 幸	2 番	大 谷 徹 子
3 番	宿 利 忠 明	4 番	石 井 龍 文
5 番	中 川 英 則	6 番	菅 原 一
7 番	河 野 博 文	8 番	尾 方 嗣 男
9 番	秦 時 雄	10 番	松 本 義 臣
12 番	清 藤 一 憲	13 番	藤 本 勝 美
14 番	片 山 博 雅	15 番	繁 田 弘 司
16 番	高 田 修 治		

欠席議員(1名)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 大蔵順一 議事係長 小野英一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉浩平	教育長	本田昌巳
総務課長	帆足博充	まちづくり 推進課長	麻生太一
環境防災課長兼 基地対策室長	中島圭史	税務課長	帆足浩一
福祉保健課長	日隈桂子	住民課長	本松豊美
建設水道課長兼 公園整備室長	平井正之	農林業振興課長兼 農業委員会 事務局長	梅木良政
商工観光振興 課長	村木賢二	会計管理者兼 会計課長	横山弘康
人権同和啓発 センター所長	山本五十六	教育総務課長	穴本芳雄
学校教育課長	米田伸一	社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	河島公司
行政係長	石井信彦		

上程議案

議案第88号 土地の取得について

議案第89号 平成24年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業まちなか循環バス購入契約の締結について

議案第90号 平成24年度玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約の締結について

午前10時00分開議

○議長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いいたします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力願います。

また、本日は議会だより掲載のため写真撮影の申し込みがありましたので、これを許可しています。

本日の会議に途中退席、欠席の届け出が提出されていますので、報告いたします。議員につきましては、11番宿利俊行君、病気療養のため欠席、10番松本義臣君、病気療養のため途中退席の届け出が提出されております。執行部につきましては、建設水道課長、平井正之君、公務のため途中退席の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員は15名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 日程変更について（議会運営委員長報告）

○議長（高田修治君） 日程第1、日程の変更について。

玖珠町議会委員会条例第10条により、議会運営委員会副委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会副委員長松本義臣君。

○議会運営副委員長（松本義臣君） 皆さん、おはようございます。

9月18日、町長より追加議案の申し出がありましたので、18日の午後3時より議会運営委員会を開催いたしました。その協議結果について報告いたします。

議案第88号、土地の取得について、議案第89号、平成24年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業まちなか循環バス購入契約の締結について、議案第90号、平成24年度玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約の締結についての3議案について執行部より説明をいただき、議案の取り扱いにつきまして慎重に協議を行いました。

その結果、追加議案第88号、議案第89号並びに議案第90号は、本日の日程の中で上程、質疑、討論、採決までお願いしたいと思います。

どうかよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、議会運営委員会の協議結果の報告を終わります。

以上であります。

○議長（高田修治君） ただいま議会運営副委員長より委員会協議の結果について報告がありました。これが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程は、あらかじめお手元に配付されています変更日程表のとおり行うことに決しました。

日程第2 一般質問

○議長（高田修治君） 日程第2、これより一般質問を行います。

会議の進行についてご協力をお願いいたします。

最初の質問者は、9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 皆さん、おはようございます。議席番号9番の秦 時雄であります。

通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず初めに、このたびの7月の豪雨によりまして、玖珠町、特に古後地区におきまして農地や河川、道路など甚大な被害を受けました。被害を受けられました皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、通告いたしました大きく3点にわたって順次質問をしてみたいと思います。

まず、第1は住民サービスの向上ということで、コンビニ証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書等）などの自動交付の実施について何うということでございます。現在、一部の自治体で実施されておりますけれども、コンビニでの住民票や印鑑登録の交付サービスについてお尋ねしたいと思います。

ご存じのように、現在はコンビニでの各種証明書などを入手することができます。現在コンビニ業界においては、各種証明書の交付事業はセブンイレブンの、全国1万4,000店舗あるそうですけれども、そのマルチコピー機を使って交付業務を委託している自治体がだんだん増えておりますが、余り普及が進まなかった原因の一つに、利用できるコンビニがセブンイレブンに限られていたことが挙げられますが、来年、平成25年春からはローソンやサークルKサンクスもこのサービスに参入することになりました。玖珠町内にあるこれらのコンビニからサービスが受けられるようになります。

今日まで本町議会での一般質問においても議員の皆さんから、土曜日、日曜日、祝日の窓口開設、そしてまた業務時間の延長などが取り上げられてまいりました。いまだ実現はしておりません。コンビニ交付サービスは、自治体の窓口が開いていない日でも、朝6時30分から夜の11時までの間、証明書を取得することができる、町民が必要なときに都合のよい場所でサービスを受けられるということでもあります。また、町外での利用もでき、操作も簡単で、またセキュリティーも高いことから、手数料1通につき120円を支払っても、人件費を含めた費用効果は十分にあるとでございます。

住民サービスの向上のためにこのコンビニ納付の実施を提案したいと思いますけれども、どうしてお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 本松住民課長。

○住民課長（本松豊美君） 今の秦議員さんのご質問にお答えいたします。

コンビニでの証明書の自動交付は、現在、全国で2通りの方法で利用されています。

まず1つ目が、コンビニで行っている交付サービスを利用する方法です。今議員さんご指摘のとおり、コンビニ交付サービスを現在行っているコンビニは、コンビニ大手1社が行っておりますが、玖珠町には出店されておられません。現時点ではそのシステムを町内では利用できません。また、システム構築費が、これは概算の概算ですけれども2,500万円程度、システム構築をするのにかかります。それから、LASDECのほうに通信等をするのにまた経常経費等がかかりますので、現時点でコンビニサービスを行うのは非常に厳しいのが現状と思われまます。そのような状況ですので、コンビニ交付サービスを実施している自治体が財団法人自治情報センターによりますと8月1日現在で全国で56団体となっており、九州内では3自治体で、大分県下では今現在実施している自治体がないのが現状です。

続きまして、2つ目の方法といたしまして、町内にあるコンビニに玖珠町が証明書自動交付機を設置してサービスを行う方法がありますが、システム構築費が、概算ですが、1カ所当たり3,000万から4,000万程度見込まれること、また、証明書自動交付機が稼働している間は人的対応が必ず必要となりますので、人件費または委託料などの経常経費が発生することになります。証明書自動交付機の導入についても厳しいのが現状で、県下では大分市が市内の大型店に1カ所設置しているところです。

以上のような状況ですので、現時点ではコンビニでの証明書の自動交付の実施は考えておりません。現在、郵送による発行や電話での予約による閉庁時の発行を行っておりますので、現時点ではこの方法での発行でご理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 今、課長からの答弁で、初動の経費が2,500万だということですね。

これからどんどんこういったコンビニ納入というのが普及してくると思うんですね。ですから、これに対応するためには、今まで議員の皆さんから土・日・祝日の開庁をして、そういった窓口を開設してほしいという、これは住民の要望でありますので、ぜひとも、2,500万かかるというのはちょっと私は、大体、町や村では経費的には年間100万ぐらいで済むということをお聞きしておりますので、そこら辺がクリアできれば、また2,500万に対して国のいろんな要するに交付金とか、そういうことが今もないのか、今後そういうことも考えられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 本松住民課長。

○住民課長（本松豊美君） 議員さんご指摘のとおり、町民の方も閉庁時の分についてはご希望はかなりあると思っておりますけれども、前回の答弁、それから今回も同じですけれども、平日に電話をちょっと時間内にいただければ、土日に来ていただければ、発行はできるということになっておりますので、ぜひそれを利用していただくのと、ちょっとお金が、郵便代等がかかったりしますけれども、郵送でも受け付けておりますので、そちらのほうでぜひ現時点ではご理解をお願いしたいと思っておりますし、私、勉強不足かもしれませんが、国での補助金等については現時点では私のほうでは把握はしておりませんし、今のところ、今後の予定もそういうところではないようです。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） コンビニ納付については国も進めていると、そういう状況であるということをお聞きしておりますので、周辺の近隣の町では熊本の益城町が、これはすごいなというのは、住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写しと、こういうことを全般に行っているということですね。

こういった自治体も参考にしながら、また国のこれからの動向を把握して、今度新しいコンビニが参入するということが、玖珠の中にもコンビニがありますので、それができたら本当、大変に便利になると私は思っているんで、できましたら前向きに取り組んでもらいたいと、そういうことでお願いしたいと思います。

続きまして、通学路の安全対策についてでございます。

小学校の緊急合同点検の結果についてというところであります。

本年、この4月、皆さんご承知のように、京都府の亀岡市で軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込み、3人が死亡した。そしてまた、7人が重軽傷という痛ましい事故が発生いたしました。さらには、4月27日には千葉県の館山市、また愛知県の岡崎市で、登下校時の児童が死傷するという痛ましい事故が起こっております。本当に子供たち、何の落ち度もない、幼い子供の命が犠牲となる、こういった悲劇、私たちも非常に心を痛めました。保護者も大変に不安ではないかと察しております。

平成24年の交通安全白書によりますと、昨年1年間の交通事故の死者が4,612人ということで、11年連続減少となったそうでございます。交通戦争と言われましたピーク時には、1970年には1万6,765人の交通事故の死者がありました。しかしながら、現在では3割以下というようになっておるそうでございます。負傷者の数は今なお85万人を超え、しかも、死傷者の中で歩行中が占める比率が上昇しております。2007年までは自動車の乗車中の事故が最多でありましたけれども、2008年以降になりますと、歩行者が自動車乗車中を上回ったということで、最多となりました。

そこで、私たちの党である公明党は、本年の5月16日に、国会の文部科学大臣に対しまして通学路の安全対策についての緊急提言を行いました。その結果、5月30日には文科省または国土交通省及び警察庁から全国に通知がされ、すべての公立小学校で緊急合同点検が、8月末までに行ってもらいたいということで、実施されたということになっております。本町も実施されたことと思います。そういう観点から質問をさせていただきたいと思っております。

緊急合同総点検の結果について伺いたいと思っております。

○議長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 議員さんのご質問にお答えをいたします。

議員さんも先ほどおっしゃられたとおり、4月、登下校中の児童等の列に自動車突っ込んで死傷者が発生する事故が相次いだということから、5月に、私ども、文部科学省より通学路の安全確保に

つきまして、学校、警察、道路管理者等が連携・共同して通学路の安全点検や安全確保を図るよう通知がございました。その後、県教委より小学校における通学路の緊急合同点検を実施するよう通知がございましたので、私ども、去る8月17日に、国土交通省、玖珠警察署、大分県玖珠土木事務所、町建設課・環境防災課、それから小学校関係者、17名に参集をいただきまして、その点検をし、その対策について協議を行ったところでございます。

内容につきましてですが、小学校が危険箇所と判断をし、合同点検を希望しました21カ所につきまして、この合同点検会議で現状と課題を確認し、対応について協議をしたところでございます。この21カ所のうちには、防犯上の問題ですとか、あるいは工事中による一時的な問題である、そういったところ6カ所を除きまして、実際に現地調査を行ったところは7カ所でございます。1路線上に複数の同一課題がございましたところもありましたので、調査は7カ所としたところでございます。

この合同点検での会議の結果、一時的な箇所などを除き、今年度中に対策を講ずるとした箇所6カ所、来年度、平成25年度2カ所、8カ所につきましては来年度以降の対策という結論でございました。

その対策の内容でございますけれども、児童が見通すことのできるカーブミラーの設置、路上シールの貼付、防護柵の設置、区画線の引き直しなどがございますけれども、照明灯の設置につきましては地元自治体の協議を要することや、あるいは水路管理者との協議、用地取得問題などによって、その道路の対策がすぐにとれない、そういう場所もあることが判明したところでございます。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 総点検が行われたということでございます。

先ほど課長の説明、具体的に7カ所の現地調査を行ったということでもありますけれども、この中でやはり子供の交通とか防犯の関係上で緊急にこれはもうやらなければいかんという、そういう箇所は、全体的な通学路の中であったんでしょうか。

それとか、今、我々に、これは都会も見かけられますけれども、通学路、歩道に対してのカラーです、わかりやすくですね、そういうのが非常に進んでおりますけれども、玖珠町の場合も一部やられているところもありますけれども、そこら辺のもうちょっと安全対策というのは、目に見える路側帯のそういった通学路に対しての必要な、わかりやすくするという、そういう措置もやっぱりこれからその中で対応されていくのか、具体的にどこら辺がどういうふうの問題があるのかちょっとお聞きしたいんですが、わかっておられればですね。

○議長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 今、小学校は分校を含めまして10校ございますけれども、各学校ともそれぞれ同じような状況ではない道路事情でございまして、中心部になるところほど、いろんな通学路、いろんなパターンの道路があるわけでございますけれども、例えば僻地のところに行きますと、もう限られた道路しかないという状況もございますけれども、今、実態としてどういうものがあるかということですが、例えば塚脇小学校区の中でございますと、町道の横に水路がございまして、

その水路にはガードレール、ガードレールは車対策用でございますけれども、人対応ということで防護柵がございますけれども、そういったところがないといったところもございまして、それをすぐに設置するには、道路管理者ですから、町道の場合は町、県道の場合は県、国道の場合は国土交通省あるいは玖珠土木事務所というふうに管轄がそれぞれございまして、場所によって、あるいは水路の管理者が町ではない、土地改良区であったりする、そういったところになりますと、これはもうそちらと協議をしなければならないということもございまして、具体的にそういうところもございました。

また、先ほど言いましたが、区画線、車道と歩道、歩道の設置はございませんけれども、白く塗ってあるところもございますけれども、そういう区画線が消えておる、そういったところもございましたので、そういうところも早急にやらなければいけないという部分も明らかになったところもでございます。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 今回そういった安全点検が行われたということでもあります。

これも多分ずっと定期的に、継続的に、これからやっぱり行う必要があると思うんですけども、今後もこういう形で何かの時に、1年にとりか、安全点検はしたものの、意外と落とし穴というか、見えない部分も出てくると思うんですけども、私は今後もこういった形で安全点検を継続していく必要があると思っておりますけれども、教育委員会のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 今後どうするかということでございますけれども、通学路自体の決定は学校長でございまして、学校におきましてはこれまでは毎年通学路の点検を行って、場合によってはその年に通学路の変更を行ったりということもしておりますし、子供に対しましても通学指導、安全に通学ができるように、そういう指導、横断歩道の渡り方ですとか、右側通行ですけれども場合によってはここは左側通行しなさいとかというような指導を行ってきておりますけれども、学校が行った点検の中で、これはどうしても整備が必要だということにつきましては、これまでも私どもに連絡をいただいて、今度は私どものほうから関係機関と協議をしながら、その整備、対策をとってきたところもでございます。

今回初めてこういう合同点検を私どもも行ったわけでございますけれども、やはりこういう形の会議を定期的に持って、そして通学路の安全確保に向けて連携・共同して取り組まなければならないんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 初めてこういう形の警察とか土木事務所とか施設者、町、そういう人たち、学校を含めて、こういった点検が行われたということは本当に素晴らしいことだと思っておりますので、ぜひとも今後ともお願いをしたいと私はそういうふうに思って、よろしくお願ひしたいと思いま

す。

続きまして、3番目の継続的に通学路の安全対策を推進する条例等を制定したらどうかという考えでございます。

せっかくこういった点検も行われたんであります。玖珠町の条例を見ますと、こういう子供を交通事故から守る、交通事故や防犯というその記述が、私が例規集を見たところ、ないんですよ。

大分県では安心まちづくり条例ということで、その第7章に学校等における児童等の安全の確保ということで、児童の安全確保という、ずっとあるんですけども、これは1つは都道府県にはこの条例をつくらなければならないということになっているそうでございますけれども、こういった市町村の場合は努力義務ということで、これは明確に条例化もしなくてもいいということであろうかとは思いますが、最近、さっき言いましたように、交通事故が非常に多くなってまいりましたので、できましたら、こういった、せっかく童話の里玖珠町でありますので、やっぱり子供を大切にすると、こういった基本というのは私は必要ではないかと思うんですね。条例で初めて、事があったときにやはりそれが生きてくるわけですよ。

それで、条例もないから、これは抜け穴だと思うんですよ。条例があるということは、自治体が子供の交通安全についてはきちっとこれは条例化して、そしてきちっとやっていくというのが基本だと思います。

それで、今回つくられました第5次総合計画の中の7編にも安全で安心のまちづくりと、防犯・交通安全対策の推進と、こういうことも書かれておりますので、ぜひともそこら辺の町の考えはどうであるのかということでお聞きしたいと思います。

玖珠町の条例の例規集の中を見ましたら、玖珠町的生活安全条例というのがあります。それを見ましたら、子供の安全について書かれとるんかなと思ったら書かれてなかったものですから、これは非常に関連するんじゃないかと私は思っていますので、そこら辺の関係は、子供の安全を確保する、車から守る、防犯、そういうことを含めて、条例というのは玖珠町は考えられるのかどうかという、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 議員おっしゃられるとおり、他市町、県条例もそうなんですけれども、条例制定状況を見ますと、通学路等におきます児童生徒等の安全について、施設等の管理者と連携し安全対策に努めることや警察への通報など、防犯上の対策をうたっている内容が見受けられます。

議員お尋ねの条例等の制定につきましては、教育委員会だけではなくて関係部署との検討を要するものでありますけれども、私ども教育委員会としては、普段より関係機関と連絡をとり合い、情報を共有して、子供の安全に資する対策をとっていくことが肝要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 中島環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（中島圭史君） 追加で、交通安全の担当課として環境防災課の通学路

の安全対策に関しまして回答をさせていただきたいと思います。

環境防災課の交通の安全対策といたしましては、先ほど議員言われました生活安全条例のほかに、昭和44年に制定されました玖珠町交通安全の保持に関する条例というのがございます。その第2条に交通安全推進協議会の設置、それから第4条に同協議会の任務というのがうたわれておりまして、その4項では交通安全施設の整備に関する事項について調査審議するということになっております。

そういうことで、通学路につきましてもこの中に含まれると捉えておりまして、交通安全対策特別交付金を活用した交通安全施設のハード面の整備を計画的に現在まで進めてきているところでございます。

また、ソフト面では、毎年1日、20日に交通安全の広報、それから年4回の交通安全運動期間中の街頭指導などを行っているところでございまして、このようなことから、現在の施策を今後も継続してまいりたいと思っております。

それで、環境防災課のほうといたしましては、新たな条例を制定するという考えは現在のところはございません。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 子供の交通安全対策についてその条例の中にうたわれているということですね。ありましたかね。僕ちょっと見ましたけれども。

○議長（高田修治君） 中島環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（中島圭史君） 先ほどお答えしましたが、交通安全施設の整備に関する事項について調査審議するということになっておりますので、その中に通学路というものも含まれるという判断でございます。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 先ほど申しましたように、子供がよく犠牲になるということで、そういう事故が多くなっておると。

全国の自治体におきましては、こういった条例を制定する自治体も多くなったと私は聞いております。例えば安心まちづくり条例。私、調べた中では、その中で子供の交通安全また防犯のそういった条例の中で、交通安全条例も含めて、86%の市町村で策定されておるということを、調べた結果そういうふうになっておりますけれども、今後、私はそういった条例も目に見える、例えば子供の交通安全条例、もう一番わかりやすいですからね、そういう形での条例の制定は今後も私は必要じゃないかと思っておるんです。今はそういう形で制定の意思というか、制定はしないということで、それによるんですよ、今後そういうことで。

今、環境防災課長が言われたように、その中でうたわれているということでありまして、それはそれでいいんですけれども、きちっとしたそういった条例も私は必要ではないかと、これは私の意見でございますけれども、もしそういうものが何か皆さん方がこれに対して、反論ではありません

けれども、考えがあったら、お願いしたいと思います。

○議長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） 的確な答弁になるかどうかわかりませんが、お答えをいたします。

先ほど教育総務課長が答弁の中で申し上げましたように、通学路は地域の事情、校区の事情に一番詳しい校長が指定をすることになっております。校長の指定をした道路の管理者は、国道であったり、県道であったり、町の町道であったりするわけですね。ですから、管理者はそれぞれ違う。

道路の維持、補修、改善はそれぞれの管理者がするわけでございまして、仮に条例をつくりましても、やはりどうしても一番大切なのはそれぞれの道路管理者との協議になると思われまして。そういうことで、通学路に関しては、維持、安全確保の条例が今までできずに、現状の中で、警察あるいは国道管理者、県道管理者、そして私ども町、それから学校関係者、保護者等が協議を重ねながら、現在、安全を確保してきたわけで、そのあたりにも条例が一律に規定できない部分があると、そういうことでございます。

それで、できなかったわけですが、特に通学路の安全が叫ばれている今日でございますので、我々としてはその条例設置についても今後検討をする必要がある、現在そのように思います。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 教育長の条例の制定の検討があるという答弁でございました。

3番目の防災、減災対策ということでございます。

橋梁の安全性確保についてということでございます。

今、長寿命化修繕計画ということで、国もこれを点検をということで、本町も進められていると思います。玖珠町にあるいろんな社会資本と言われる道路、橋梁、河川護岸、また堤防とか、公営の住宅、そういったものに対して、これは高度経済成長期に集中的に整備され、建設から既に30年、50年が経過し、老朽化が進んでおり、道路や橋梁などの長寿命化への取り組みが不可欠であります。

社会資本の予防保全の取り組みについて、今回は橋に限って、重点を絞って伺いたいと思います。

まず、一番、橋の現況数についてということで、非常に細かく書いておりますけれども、わかる範囲で結構です。町道・農道・林道別、または地域別に伺いたいということでもあります。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） ご質問にお答えいたします。

まず、長寿命化計画について少しご説明をさせていただきます。

玖珠町が管理します町道に架かる橋は199橋あります。その大半が高度経済成長期以降に集中して建設された橋梁であり、一般的な橋梁の寿命であります50年を経過する橋は全体の16%を占めており、20年後には70%に増大いたします。今後、橋梁の修繕及び架け替えに要する費用の増大が予想されますが、厳しい財政状況を考慮しつつ、地域の道路網、安全性、信頼性を確保する必要があります。そのため、橋梁点検を平成21年度に177橋、平成22年度に22橋を実施しています。また、平成23年度は

この橋梁点検結果の基礎データ及び既存の橋梁台帳をもとに橋梁の健全度を把握し、効率的かつ合理的な維持管理により長寿命化を図り、今後集中することが予想される更新費用の平準化と維持管理コストの低減を図る玖珠町橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしました。

ご質問は橋の現況数についてであります。

玖珠町が管理する町道にかかる橋は、先ほど申しましたとおり199橋あります。その内訳といたしまして、1級町道に25橋、2級町道に32橋、その他町道に142橋の合計199橋となります。

地域別には、玖珠地区が1級町道に13橋、2級町道に11橋、その他町道に42橋の合計66橋、森地区が1級町道に5橋、2級町道に5橋、その他町道に43橋の合計53橋あります。北山田地区は1級町道に7橋、2級町道に6橋、その他町道に29橋の合計42橋、八幡地区は2級町道に10橋、その他町道に28橋の合計38橋あります。

農道と林道の橋につきましては、農林業振興課より資料をいただきまして、農道が2橋あります。玖珠地区に1橋、森地区に1橋あります。林道につきましては3橋ありまして、玖珠地区に1橋、森地区に1橋、八幡地区に1橋であります。

以上であります。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） わかりました。

続きまして、2番目でございます。

これまでの維持管理状況と課題についてであります。これについてよろしいでしょうか。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） ご質問にお答えいたします。

これまでの維持管理状況と課題についてであります。

橋梁の点検結果により、安全性及び第三者被害の観点から、緊急対応の必要がある橋梁修繕を平成22年度に5橋、平成23年度に2橋を実施しています。主な修繕内容は、高欄及び地覆の補修及び防護柵の設置等であります。

課題につきましては、老朽化を迎える橋梁に対し従来の事後保全型の維持管理を続けた場合、橋梁の修繕、架け替えに要する費用が増大することが懸念されます。損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う予防保全型に転換を図り、橋梁の寿命を延ばす必要があります。

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、将来的な財政負担の低減及び道路交通安全性・信頼性の確保を図るため、平成25年度から修繕計画に基づき国へ予算要望を行っていきたくと考えております。

以上であります。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 本町の橋、199ということでありましてけれども、これからの長寿命化、架け替えではなくして、修理をしていくと、補強をしていくという、こういう方向ですべての橋を維持していくという、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） そのとおりであります。

このままの状態で行きますと、橋の架け替えが集中すると大変なお金がかかりますので、長寿命化で少しずつ延ばしていこうということで計画しております。

ただ、1橋ほどは、中島橋については修繕計画が厳しいということで、架け替えを検討しております。

以上であります。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） はい、わかりました。

それと、3番目ですね、道路管理者として孤立化集落対策の趣旨を踏まえて、地域生活にとって重要な橋の数ということでございます。

今回の災害によって交通が遮断されて集落に行けなくなった、そういうこと、これは、ただ今回は橋に限っておりますけれども、道路の崩壊や土砂崩れとか大きな被害がありました。

そういう中で、道路に対して、例えば玖珠町にはそれぞれ小さな集落があります。それに架かる橋もあろうかと思うんですけれども、地域生活者にとっての重要な橋というのはどのくらいあるのかなというこの問いでございます。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） ご質問にお答えいたします。

地域生活に重要な橋についてであります。

地震や台風などの災害で一つの橋梁が被災した場合、孤立する集落の発生が想定されますのは、山浦の秋畑橋、北山田の清田川橋、第一河内橋などが考えられます。他の橋についても被災すれば幹線の町道は通行できなくなりますが、林道、作業道などを迂回路として短期間は補えると考えております。

また、地域生活に重要な橋の一つであります、先ほども話しましたがけれども、玖珠川にかかる中島橋については、老朽化に伴い修繕での対応は厳しく、架け替えを必要とするため、実施に向け本年度より概略設計を行っているところであります。

以上であります。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） これから長寿命化の修繕というか補修が行われるということでありまして、できるだけあらゆる災害に対しても頑丈な橋をこれからやっぱりつくっていかなくてはならないと思っております。

それで、先ほど課長からの答弁もありましたけれども、この4番目の所管の橋を今後どのように維持管理していくのか、その取り組み、もう一度伺いたいと思います。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） お答えいたします。

維持管理といたしまして、長寿命化修繕計画に基づき毎年度修繕工事を効率的に行い、更新費用の平準化を図ります。まず、そのため、国からの予算確保や健全度の把握のため、専門技術者による定期点検、5年に1回であります、と町職員によります点検の実施、年に1回であります、あと橋梁付近の方々による日々の状況把握の実施、地震や台風などの災害や大きな事故が発生した場合の異常時点検など、官民一体となった日常点検を行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議 長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） この長寿命化計画、国のこれからの方針でありますんですね。それで、それに対しての国からの支援というのはどういうふうなんでしょうかね。補助金といいますか。

○議 長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） 国の補助率としては、6割が国の補助金として町に入ってきます。

以上であります。

○議 長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） あとは町が土木債とかを行いながら、町の一般財源で支出するということですね。それでよろしいですね。

それと、続きまして森中学校、玖珠中学校の耐震化についてでございます。

①の質問で避難所または将来的にその他の施設として活用が考えられるのかという問いでございます。

昨日の繁田議員の中学校再編、その計画の中で教育長が申されておりましたけれども、新設学校とするということです。それと、跡地の活用は地域振興が図れるようにということでございます。

それで、唯一、この公立学校の玖珠中、森中だけが耐震化がされておられません。今後これは耐震化はどうするのか。

今、国の制度で国が公立学校の耐震化を推し進めている、積極的にですね、これに乗ってやるのか。そして、県教委もこれを積極的に、いつまでの期限でやりなさいという、そういうものがあるんでしょうか。いつまで耐震化をやりなさい、その後はもうこの費用は出ませんよというものがあるのか。そして、この施設は、仮に将来的に使うのであれば、やはり耐震化をして地域振興に図れるような、その場所にしてもらいたいし、そこら辺、活用どうするのか、耐震化をどうするのか、その方針を伺いたいと思います。

○議 長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 森中、玖珠中の耐震化についてでございますけれども、まず、現在の学校におきます耐震化状況、現状でございますけれども、小・中学校全部で30棟の校舎のうち、耐震化工事が終了したものは、この平成23年度末で24棟、耐震化率はちょうど80%というふうになってお

ります。

建造物の耐震、安全性をあらわす指標をIs値といいますけれども、このIs値の数値が大きいほど耐震性が高いというふうにされております。Is値が0.3未満の場合、大規模な地震、震度6強以上により倒壊等の危険性が高い、それから0.3以上0.6未満では大規模な地震により倒壊等の危険性がある、それから0.6以上は大規模な地震による倒壊等の危険性が低いというふうに言われております。

お尋ねの森中学校、玖珠中学校のIs値でございますけれども、森中学校校舎、渡り廊下等ございまして3棟のIs値は、0.31、0.25、0.48でございます。玖珠中学校3棟のIs値は、0.30が2棟、0.60が1棟と診断をされておまして、いずれも耐震補強が必要な校舎というふうになっております。

この耐震診断は平成19年度に行っておりますけれども、その時に耐震化が必要とされた学校につきましては、春日小の体育館、北山田小の校舎と体育館、森中学校の校舎、玖珠中学校校舎、北山田中学校体育館、森幼稚園、それに町民体育館でありましたけれども、これまでに、平成20年度は春日小の体育館と北山田小の体育館、平成21年度から22年度にかけまして北山田小学校校舎の新築、本年度は森幼稚園の耐震化を行ってきたところでございまして、議員言われましたように、森中校舎、玖珠中校舎と、それから町民体育館が残っておりますところでございます。

森中学校につきましては、本年度、実施設計を行って、来年度、補強工事を行う予定でございますし、玖珠中学校につきましては、来年度、実施設計で、平成26年度に補強工事を計画しておるところでございます。

それから、国の方針でございますが、文部科学省としては、今いる児童生徒の安全のために、平成27年度までに公立の小・中学校は全施設の耐震化を進めるという方針でもございまして、子供の安全安心のためにもこの耐震化を私ども進めていく、そういう考えでございます。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 森中、玖珠中の耐震化については、よくわかりました。

それで、今よく新聞とか報道なんかで問題になっている非構造材の耐震化という、これが非常に問題になっております。骨組みだけ耐震化しても、さきの大震災の時は、天井は落ちるわ、照明は落ちるわ、壁は落ちるわ。こういう非構造物の耐震化についてはどのようにしているのか、また、これからだといえれば計画はどのようなふうにするのか、そこら辺がわかれば伺いたいと思います。

○議長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 非構造部材、いわゆるつり天井ですとか窓ガラス、あるいは内壁、外壁、そういったものでございますけれども、例えば北山田中学校の体育館の耐震補強時に強化ガラスを入れるとかというものは行ってきましたけれども、これまでは構造的な対策を主眼にした耐震化を行ってきておりますから、非構造部材対策は、もう議員おっしゃるとおり、十分とはまだ言えない状況でございます。

これまで非構造部材については、教職員による目視により、不具合があれば連絡をいただいてきて

おりましたけれども、今後は専門家による調査をして具体的な対策を講じていかなければならないんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） ぜひとも小・中学校の、特に体育館の天井なんかですね、早急というか、できるだけ早く、避難所になっているところは特にそうであります。こういった非構造材の耐震化についても積極的に取り組んでいただきたいと、そういうふうに思っております。

最後になりましたけれども、7月の豪雨の災害を受けました。玖珠は本当に古後地区は甚大な災害を受けました。これらを教訓に踏まえまして、本町の防災、減災対策の復旧復興の決意を、本町の長であります町長にお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 中島環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（中島圭史君） 町長にということでありましたが、防災担当課ということで、環境防災課のほうからまず回答させていただきたいと思います。

防災の定義では、災害を未然に防ぐ各種の行為、それから施策、取り組みを総称して防災といい、風災害や地震等自然災害に限らず、火災や爆発といった人為的災害、それから伝染病なども含まれるとされており、非常に広範なものとなっております。

本年5月末に見直しを行いました玖珠町地域防災計画では、町民の生命、身体と財産を災害から守るという防災の究極の目標を実現するため、災害予防、それから災害応急対策、被災後の復旧復興に関する町の防災事務及び業務の処理に関しまして、総括的な方針及び実施基準を示しておりますので、担当課といたしましては、それに基づいて毎年度検討を加えながら、災害に対して、より迅速で、より効果的で効率的な対応ができるようにしていきたいと考えております。

また、減災という面では、すべての土木や建築の施設を今回のような大規模災害に耐え得る施設に改良するという事は予算的にも期間的にも困難でありまして、町民一人一人ができる対策、昨日も申しましたが、いわゆる自助、これには防災グッズを揃えておくとか、避難路を確認しておくとか、危険の判断の目安を確認しておく、それから家庭の中では家具を固定するとか、そういった対策になるかと思いますが、それや、自治会や地域で助け合い協力によってできる対策、いわゆる共助と行政の行う対策、いわゆる公助が有機的につながることにより減災や被害の未然防止を図ることが可能となりますので、行政としてやるべき対策はもちろんですが、自助や共助の面につきましても今後地区コミュニティなどを通じた防災訓練や防災教育等により啓発指導を行ってまいりたいと考えておりますので、町民の方にも積極的なご参加をお願いしたいと考えております。

また、復旧復興の決意につきましてですが、防災の担当課として総括的な考えを述べさせていただきます。

今回の九州北部豪雨に関する災害は被害が甚大でありましたことから、災害復旧事業の町負担分の上乗せによる地元負担の軽減や、農地復旧と河川復旧の連携による効率的・迅速な復旧、それから被

災者が災害から早く立ち直れるよう住宅に対する債権支援対策や保健師によるメンタルケアなど、きめ細かな支援を基本といたしまして、県と連携しながら早期復旧を目指していきたいと考えております。

特に被害が大きく、高齢化、過疎化の進んでいる古後地区は復興の重点地域と考え、地元との連携も図りながら、早期着工、早期復旧に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 秦議員の決意についてなんですけれども、私、町長の職につきました時に、新たに環境防災課というのを設置いたしました。基本的にはやはり安全で安心して暮らせるという状況の中において、やっぱり防災というのは非常に大事だと、環境を含めた防災が大事であるということを含めまして、まず課を設置して、仏をつくって魂を入れずではしようがないんですけれども、基本的にはその課の中で対応していきたいと。

そしてあと、復旧復興につきましては、やはり被害を受けたまま、この状況で置いておけば、心が折れるというか、本当、表現がわかるかどうかわかりませんが、やはり沈んでいく、そういうこと。将来の玖珠の住民のために、いい環境、いい土地、国土といいますか、残さなくてはいけないということですから、先ほど担当課長が申しあげましたように、どういう激甚災害になって災害査定補助率がどういうふうになるかわかりませんが、極力個人の負担を少なくなるように検討しながら対応していきたいと。

そして、秦議員も玖珠町防災会議のメンバーになっていただいていますけれども、自衛隊とか警察とか消防署とかあらゆる関係機関と、議員の皆さんとか、そういう中において、今回いろいろ問題点ありました。避難箇所に行けなかったとか、山浦地区、古後地区の人は指定された地区に行けなかったとか、そういう問題もありまして、そういうのを防災会議の中で考えて、今後の安全安心を考えていきたい、そういうふうに思っております。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄議員の質問を終わります。

次の質問者は、7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 7番河野博文です。

まず最初に、7月の集中豪雨で被害を受けられました皆さん方にお見舞いを申し上げますとともに、この前の広報でも出ておりましたけれども、そういう被害を受けられた方に対しての被害状況に応じて保険料等の減免措置がございまして、ぜひそちらのほうも、担当課、積極的に勧めていただいて、後期高齢者のほうも減免措置がございまして、ぜひ積極的に被害者の方に勧めていただき、負担が少しでも軽減できるようにしていただきたいなというふうに思っております。

今日、24年度の第3回の議会におきまして一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

議長のお許しをいただきまして一問一答形式で質問をさせてもらいたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、最初に童話の里（こどもの町）に向けてということでございます。

昨年、久留島会の皆様の陳情によりまして、久留島武彦記念館を早期着工、早くつくってほしいというような要望が出ております。もう1年過ぎましたので、この辺につきまして現在の進捗状況をお聞きしたい。計画、予定についてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） お答えさせていただきます。

大きな質問の内容が童話の里に向けてというご質問でありますので、大変まちづくりの根幹をなすものでありますが、久留島記念館、それから図書館、図書活動ということで、社会教育の立場から、私のほうから答えさせていただきます。

玖珠町第5次総合計画で、まちづくりの基本方針として一番に「楽しく学び個性と感性を育むまちづくり（教育・文化の向上）」を挙げております。具体的にはその中に、「久留島武彦」翁の精神を引き継ぎ、「日本童話祭」の継承や「人づくり」「童話児童文化の向上」を実施します、「久留島武彦」翁の功績を公開する施設の整備を検討するとともに、「童心」の空間づくりを検討します、とうたっております。本町のまちづくりの基軸には、久留島武彦翁の精神を継承したまちづくりがあります。

質問の久留島武彦記念館建設予定等の状況ですが、ご存じのとおり、昨年9月議会で久留島武彦記念館の建築を早急にしてほしい旨の陳情が提出され、議会でも採択をされています。その際にもお答えしておりますが、町としましては、既存の久留島武彦記念館の老朽化にあわせ、歴史民俗資料館や角牟礼、久留島庭園、森の町並み等を含めたまちづくりについて、単体で判断するのではなくて総合的に判断しながら、まちづくり推進課、それから商工観光振興課と一緒に検討を重ねている段階で、現在、結論には達しておりません。

それから、今年4月に久留島武彦研究所が開設をしました。半年経過した現在、久留島武彦先生にまつわる多くの資料が玖珠町に集約されております。今後は、公開する施設の必要性は十分に理解できていますので、どこにどのように記念館を設置するか等について早急に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 最初にちょっとお聞きしたいんですけども、久留島武彦研究所が今年4月に開設されましたけれども、これは開設されるまではまちづくり推進課のほうでいろいろ計画され、つくられてこられたと思うんですね。今回、社会教育課、教育委員会のほうで久留島武彦記念館については話を進めているというふうに解釈していいんですか。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） 久留島武彦の記念館については私たちがかわりを十分に持っていきたいと考えております。それから、まちづくり推進課のほう、それから商工観光のほうと常に連携を図ってやっていきたいと思っております。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） まちづくり推進課のほうでいろいろ前のとき話されたんで、今回も久留島武彦記念館につきましての建設に当たって町のいろんなビジョンがあると思うんですけども、その中で久留島武彦記念館のあり方というものを考えていくと思うんですけども、その辺についてはまちづくり推進課のほうは、先ほど申しましたように、1年前からこの陳情が出ておりますけれども、これについて何らかの会議等をやったか、計画、予定を進めていったか、その辺のことをお聞きしたいと思えます。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） お答えいたします。

昨年の9月議会に陳情が出まして、その陳情につきましては文教民生委員会のほうで審議をされたということございまして、今回の河野議員のご質問につきましては社会教育課のほうで答弁をという話をしてきたところでございます。

それから、まちづくり推進課のこれまでの経過でございますけれども、中川議員の質問だと思えますが、その中でお答えした分でございますけれども、実は私どもの課のほうで、ある場所について久留島記念館の移転を考えておりました。しかしながら、その場所につきましてはもろもろの事情から断念をせざるを得ないということで、次の候補地、物件を現在検討しているところでございます。

これにつきましては、町の総合的なビジョンといいますか、まちづくり計画の中でどういったあり方で持っていけばいいのか、そういうことにつきましては、現在、私どものほうで検討しております。この点につきましては、これまでの間、社会教育課、それから商工観光振興課などと会議を持ちながら、この問題だけではなく、あるいは歴史民俗資料館であったり、図書館であったり、そういったことと、若干教育委員会のほうとダブる面もございまして、議論を重ねてまいっております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 昨年にこの話ができたときに、そういうような状況で話を進めるということであったんですけども、早く言ひまして、1年たってもほとんど進んでいないような状態というふうに我々は受けるんですね。

そして、先ほど言ひましたように、設置するに当たってどこが担当するのかとかというようなことが、なかなかわかりにくい。例えば昨日の宿利議員の質問にありましたゆるキャラにつきましても、社会教育課長が答えられておりましたけれども、町のシンボルとして進めるに当たっては、まちづくりのほう、商工観光振興課、どこの部が中心となってやるのか、その辺がはっきりしない。また、これから進めていく以上、やはり久留島武彦についてのことに関しては教育委員会のほうがいろんな面

で詳しいと思うんですね。それで、昨年もお話したときに、研究所をつくるときに最初から教育委員会のほうがいいんじゃないかという話をしたんですけども、いや、研究所をつくるにはまちづくり推進課というようなことで進められてきました。

メルサンホールの一角にああいう形で残っておりますけれども、今後、早急な行動、スピーディーな行動をしていただきたい。陳情に来られた方も、やはり1年たってどのくらい動いたんだ、どういうふうなことができているんだ——確かに、今、研究所には、先ほど課長言われましたように、いろんな資料等、本等、本当によく集められているなどというふうに思っております。ぜひ早い対応をしていただいて、久留島武彦記念館の実現を図っていただきたい。

といいますのも、我々は日本のアンデルセンということで久留島武彦を言っております。しかし、日本の中で見ると、日本のアンデルセンという人が何人かいらっしゃいますよね。やはりその中でも我々玖珠町の久留島武彦が本当の日本のアンデルセンというような形に持っていくためにも、本当に魅力ある久留島武彦の実績を皆さんにお知らせできる、また全国各地からいろんな人が集まってこられるような、そういう記念館を実現したいと思います。

その辺で、早く行動に移してほしいな、また、町民もいろんな意見を持っていると思います。だから、早く対応しないと、それこそ一人一人の町民の意見を聞きますと、どれにしていこうというようなことを決めにくいこともあるかもしれません。しかし、これを行政として玖珠町にとって一番いい形で早く進めるのが大事じゃないかなと思っておりますので、ぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

続いて、図書館の建設予定についてお聞きしたいと思います。

玖珠町にはまだ図書館というものがありません。大分県の中でも、地方公共団体の中でもかなりのところできておると思うんですけども、その中で玖珠町が図書館についての考え方等について今どのように考えているか、説明を受けたいと思います。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） 議員さんのご質問は図書館の分と読書活動の分もあるんですけども、それ関連性があるんですけども、どうでしょうか。図書館の分だけで。

○7番（河野博文君） 一問一答方式ですから。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） それでは、お答えします。

図書館の建設計画についてであります。

町のほうで、町を挙げて読書運動展開について、まちづくりの基本方針として定めております、うたっております。児童図書の実と文化情報発信施設としての図書資料の提供強化に努めますとうたっております。

そこで、玖珠町の現状であります、わらべの館に児童図書室はあるものの、玖珠町は大分県下で図書館未設置の2町村の1町であります。図書館法に基づく図書館施設はありません。そのため、生

涯学習における読書活動の整備は遅れていると言わざるを得ません。将来にわたる読書活動を支援するためには、その中核となる町立図書館の必要性は理解をしております。

ちなみに、県下の公立図書館との比較で、わらべの図書室は児童1人当たりの年間貸し出し数は3.5冊で、順位は5番目であります。県下平均の4冊は下回っているところであります。

以上であります。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 今年メルサンホールのほうで視聴覚室を夏休みに子供さんたちに開放しております。非常に喜ばれたんですね。残念ながら今言った図書的な機能は持っていないけれども、そういうところに行って勉強されるという子供さんは、かなりあります。小学生ですけれども、この前できた森の自治会館さんのほうに行っても、結構、休みの間利用されるという子供さんもいます。中には九重町のほうまで行って、図書館のほうに行っても、そして勉強されるという子供さんもいます。

図書館というものの考え方を、やはり大事じゃないかなと思っているんですけども、教育長のほうで何か図書館についての考え方等ございましたら、お答え願いたいと思います。

○議長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） お答えします。

まず、図書館の必要性でございます。

国の状況なんですけれども、大きな流れがございまして、近年、日本は若者を中心として活字離れ、読書離れが進行しておると。そして、読解力や言語力が衰退しておる。ひいては国際的な学力調査でも学力の低下があつて、非常に危惧されておるわけです。

国もこういう事態を踏まえまして、平成11年、国会衆議院、参議院、両方において、平成12年を子ども読書年とするという大きな決議がなされました。さらに、13年には子どもの読書活動の推進に関する法律を制定いたしました。これを契機に学校における朝の読書、帰りの読書が急速に広がりを見せましたし、民間におきましても、読書グループあるいは読み聞かせグループ運動が復活した、こういうきっかけとなりました。さらに続いて、平成17年、文字・活字文化振興法というものが国会で制定をされております。2年前ですけれども、22年を国民読書年とするという採択などなどがございまして、まさに21世紀は、文字文化の復活、読書文化の復活の機運が高まる幕あけとなったわけでございます。

背景なんですけれども、国会議決では、人類は文字・活字によりその英知を伝えて今日がある、さらに、その重要性を認識し後世に伝える義務がある、あらゆる年齢層、幼児から高齢者でしようけれども、読書に親しむ機会を保障することと、そういうふうに議決はうたっておるわけです。

このような大きな潮流が日本にあるわけございまして、今申し上げました国の施策から見ましても、読書環境の充実喫緊の重要な課題であると。ですから、学校図書の実ととも、課長が先ほど申し上げましたけれども、図書館法に基づく公立図書館の建設が待たれるところでございます。

玖珠町の子供も、また大人も、こういう大きな図書に関する時流に乗り遅れてはならないわけで、

さらに次の質問にございます町民挙げての読書運動も行政として支援しなければならないと、そういうふうを考えております。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 今、図書館法というのが出ました。昭和25年に制定されて、やっぱり各地の地方公共団体にそういうものを設置を進めようという法律でございます。その法律の中にも、それに対しては国が補助をするというような条文もございます。ぜひ玖珠町としても早目の対応をしていただきたい。やはり今言いました子供たちに対する力をつけていきたいなというふうなことを思っておりますので、ぜひその辺の対応を進めていっていただきたいなというふうに思っております。

また、関連しまして、町挙げての読書運動を進めていったらどうだろうかということで、前から教育長のほうも、こういうことはいいことだ、どんどんやろうということをおっしゃっております。

やはり、今、大分県の中でも、学力だけでちょっと申し訳ないんですけども、言った場合、豊後高田がずっと大分県の中ではトップでいっております、小学生も中学生も。この背景にあるのは、以前に読書運動を進めた、市挙げての読書運動をやってきた、それがだんだん浸透してきて、やはりいい結果につながっているんじゃないかな。玖珠町のほうも数年前から教育のほうには力を入れていただき、学力も県下平均ぐらいになってきている。本当にうれしいことじゃないかなというふうに思っております。

やはり町が、教育がいいまち、教育のあるまちということをおっしゃって、そこに来たくするような、住みたくするような環境をつくるべきじゃないかなというふうに思っております。ぜひそのためにも読書運動というものを取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、その辺のことにつきまして、教育委員会、町としての積極的な考え方があるのかどうか、教えていただきたいと思っております。

○議長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） お答えします。

読書の必要性につきましては議員ご指摘のとおりでございます。いわゆる学力にしましても、一番基礎となるのは国語力、しかも、それは読書で育まれると、そういうことになるわけで、私どもは、先ほど申しましたような大きな国の流れ、法律の制定、国会の宣言、こういうのを踏まえまして、今、玖珠町子どもの読書活動推進計画というのを策定中でございます。9月末には完成をいたします。

その主な内容ですけれども、まず読書の意義、それから玖珠町の読書の地域の特性、あるいは幼稚園、小・中学校における特徴、さらに民間の読書グループやボランティアグループの皆さんのお骨折りと、そういう現状から今後の取り組みということで、約50ページにわたる計画書が間もなく完成をするわけですが、既にこの計画書をもとに、先ほど言いましたような学校だけではなくて家庭・地域に広げたいというのが最終的にはねらいで、それが読書運動であろうというふうに思っておるわけですが、既に町内の幾つかの学校では学校図書館を住民に開放する試みも行われております。

ですから、この活性化計画を具体的に実践をする中で、児童生徒のみならず地域や家庭を巻き込んだ読書運動が広がりを見せるきっかけになって、取り組みに弾みがつけばいいというふうに思っております。

ります。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） ぜひそういう活動、運動を積極的に早く進めていただきたい。9月にそういうのが一つできるということで安心しております。

また、図書館につきましても、先ほどの久留島記念館、図書館等、建設、建設というと、お金のかかることでございます。しかし、将来的に必要なものに関してはやはり投資をしていかなければならないというふうに考えております。ぜひ積極的な施策を早く考えてほしい、もう人口が少なくなってしまう前に、やはり少なくならないようなふうにするためにも、何らかの措置をしてほしいなというふうに思っております。

それでは、1番目の質問については終わりたいと思います。

次に、2番目、玖珠町国民健康保険事業特別会計についてお聞きします。

この件につきましては、特別会計のほうの決算の概要につきましても書いてありますが、国民健康保険は、国民皆保険を支える制度として地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に貢献してきました。そして、近年は国民健康保険の加入者は60歳以上75歳未満の方が多く、玖珠町国保でも被保険者の50%を占めています。被保険者の高齢化や生活習慣病の増加等によって医療費は年々増大しており、ほかの自治体と同様、玖珠町国保も厳しい財政運営を強いられています。平成23年度の税率改定では、被保険者のご理解をいただいた結果、歳入の確保ができた。歳出の保険給付や支援金、納付金等の増加により基金の取り崩しを行わなければならない状況で、基金残金が少なくなってきました。今後は歳入の見直しや医療費抑制の活動を行い、安定した国民健康保険事業の運用をしたいということでございます。

現在の状況をもう一度確認したいと思いますので、説明のほうお願いいたします。

○議長（高田修治君） 本松住民課長。

○住民課長（本松豊美君） 河野議員のご質問にお答えさせていただきます。

玖珠町国民健康保険事業特別会計の運営につきましては、先ほど議員さんも申されましたように非常に厳しいため、昨年度の国民健康保険税の税率等を引き上げさせていただきました。その結果、国保に加入されている町民皆様のご理解とご協力をいただきまして、収納率も下がらず、基金への積み立てをすることも前年度にはできております。

しかし、本年度決算が現時点では赤字となりますが、先ほど言いました基金の繰り入れにより、かろうじて黒字を迎えることができるような状況となっており、今後の見通しも非常に厳しい状況ということには変わりはありません。

ご存じのとおり、先ほども言われましたけれども、国民健康保険特別会計からの支出の主なものとしたしましては、医療費分、それから後期高齢者支援分、介護保険分の3つが大きなものとしてあります。

玖珠町の1人当たりの医療費というのは、県下的に見て低額、皆さんご協力いただいて低額になっておりますけれども、後期高齢者の支援分が23年度が2億4,073万1,000円で、22年度比較では6.4ポイント、約1,500万円ほど増加しております。それから、介護保険分につきましても23年度が1億1,949万5,000円で、22年度比較では8.7ポイント、約950万円の増となっております、この2つにつきましては今後も減少することなく増加見込みということで間違いのないと思います。

今後につきましては、保険税を増税しなければ財政状況が非常に厳しい状況ですので、国保運営協議会等で協議していきたいと考えておりますが、特別会計の支出の見直しということで、今現在、課の中で抑えられるものは何かないか、それから一般会計から繰り入れ可能なものはないかということで、特別会計、毎年のことなんですけれども、今までもやってきましたけれども、洗い直しを毎年行って、できる限り特会がうまく運営できるようにということで考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 今、課長のほうから答弁いただきましたけれども、やはり非常に厳しい状況であるというのは間違いのないと思います。これは国のほうにおいてもかなり厳しい状況、それこそ今消費税の問題とかいろいろございますけれども、大変な中だと思っております。

そういう中で、もう次の質問のほうにありますジェネリック医薬品についてお聞きしたいなというふうに思っております。

今、玖珠町の使用状況と、それに対する効果がどのくらいあったのか、そういうところを教えてくださいたいと思います。

○議長（高田修治君） 本松住民課長。

○住民課長（本松豊美君） ジェネリック医薬品のご質問についてですけれども、ジェネリック医薬品の利用につきましては、医療費の抑制に効果があるものの一つで、特別会計からの支出の削減だけでなく、受診されている方の自己負担も軽減できるものですので、私ども、関係課と協力し合いまして、多くの機会を通じてお知らせしているところです。

お尋ねのジェネリック医薬品の利用状況や利用効果につきましてはということなんですけれども、これにつきましては、大体1カ月1,400から1,500件ぐらいありますレセプト、これを一人一人点検しなければならぬため膨大な事務量となっておりますので、大変申し訳ないんですけれども、今、具体的な数字はつかんでおりません。

ただ、県下の市町村が国保連合会に昨年9月に診療を受けた方で今年の4月にも同じ症状で診療を受けた方の調査を行ったところ、ジェネリック医薬品に変更された方が、その二月の比較で84名の方がいらっしゃいます。それに伴う削減効果は、保険者分、町の特会分ですが、7万8,812円、それから被保険者、個人ですが、2万1,326円、合わせて10万138円の削減ということなんですけれども、これは、今申しましたように昨年9月と今年4月を比較しただけの金額ですので、それ以外の方で既にジェネリックに変更している方もいらっしゃいますので、実際にはまだ多くの方が利用されていると

思います。

それから、これにつきましては、これが第1回目の調査ですので、年3回ほど今後計画しておりますので、また別な数値が、同じような調査ですけれども、出てくるようになっております。

それから、ジェネリック医薬品の利用促進につきましては、町報への掲載や保険証発行時にパンフレットや利用促進カードを今回も同封しております。それから、年6回発送しています医療通知書、医療費が幾らかかりましたという医療通知や、先ほども申し上げましたけれども、今後3回予定しておりますジェネリック医薬品差額通知についても利用促進に向けたお知らせを考えているところです。

また、ご存じのように、ジェネリック医薬品の利用につきましては、受診される方のご理解とご協力はもちろんですけれども、病院の協力も必要となっております。それで、国民健康保険担当課長会議でも、集まったたびにこれについて協議が行われておりまして、県を通じて県医師会へ多くの機会を通じてさらなるジェネリック医薬品の利用促進についてお願いするよう依頼もしているところでございます。

今後さらなる利用促進に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 以前聞いたときに、もうちょっとはっきりした数字が以前は出ていたと思うんですよ。最近ちょっと、今の話じゃ、ほとんど出ていないような状況なんですけれどもね。

まず、ジェネリック医薬品についての考え方でございますけれども、町のほうはその医薬品についてはどう思われているのか、本当に進めたいという気があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 本松住民課長。

○住民課長（本松豊美君） お答えします。

先ほど申しましたように非常に厳しい特別会計の状況もありますし、それから、個人の方の負担も軽減できるということで、町のほうといたしましても機会あるごとにジェネリック医薬品を使用させていただくよう、お知らせをするなり、お話ししているところでありますし、ジェネリック医薬品を使うということは、別に症状的に効果が変わるわけではないわけですので、推進はこれからも続けていきたいと考えております。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） ジェネリック医薬品というのは、もう特許が切れて15年ぐらいかかったものが一般につくられてくる、そういうもので、新薬をつくる場合はやはり何年もかかる、そして、金額的にも何億もかかる。それが、ジェネリックの場合は、今までできた実績があるので、それをもとにして安全性ももう確保されている、本当に薬自体は値段のほうも安くなるというような状況だと思います。

国のほうは、国会議員あたりの話を聞いていますと、日本のジェネリック医薬品の利用率というか、約20%ぐらい。ドイツとかイギリスとか、ほかのところ行きますと、50%とか、それ以上のところが

あるらしいんですね。例えば今20%の国の予算が、これがもしドイツ並みの40%にいったときには、約8,800億円という国の金額になるそうなんですよ。

以前ちょっと話を聞いたときに、玖珠町でも余り使われていないんですけれども、何百万かその薬によって安くなっているということを知っています。

やはり今こういう国民健康保険の内容が厳しくなったときには、どこかを抑えることも考えなくてはならない。そして、これは抑えるだけではなく、また個人のそれぞれの負担も軽減される、約3割ぐらい今払っている患者さんの薬代が安くなる、そういうメリットもあります。その辺をやはり積極的に進めていってほしいなというふうに思っています。

前、話を聞いたときに、町のほうではそういう広報等において関係者に文書を送っている、またジェネリックのカードも送っているということでございます。しかし、実際、それが何で普及しないのかということでございますけれども、その辺について、どの辺に原因があるかということを考えていますか。

○議長（高田修治君） 本松住民課長。

○住民課長（本松豊美君） 人それぞれの思いもありますんで、中には町民の方でジェネリックを使ってちょっと気分が悪くなったと言われる方もおりますし、それを使ってお金的にも効果がある、薬の異常もないということで促進している方もいらっしゃいますが、一番、私的には、先ほど言いましたけれども、町民の方のご理解とご協力はいろいろいただいているところで、医師会のほうでもうちよとしてくれないかという県下の課長さんの意見もありますし、どうしてもやっぱり医師会の協力があった上にはもっと伸びるんではなかろうかとは思っています。

以上です。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 今、玖珠町の国民健康保険の関係の中で、ジェネリックにしますかとかということをしてるのは、日田の済生会病院に行くと、どちらのほうにしますかというようなことを聞かれています。

今、患者さんによって、ジェネリックを飲んだから気分が悪くなるというようなことがあったかということでございますけれども、そういうことは一概に言えないんじゃないかなと。今まで使われてきた薬を安く出せるようになったというところから、薬の効果がそんなふうに出るとはちょっと考えにくいんですね。

ただ、今言われました県と課長会ですか、そういうところでそういう話を進められているということでございますけれども、先ほど申しましたように、これは今、玖珠の場合は日田の済生会病院、ほかの医療機関は余り進めていないということでございます。これはやはり玖珠郡の医師会等に町のほうから積極的な働きかけをしないと、恐らく進まないんじゃないかな。そのためには、やはり町長、課長、いろんなところでそういうお話をしていただきながら、町が非常に厳しい状況にある、その辺を少しでも協力していただけないか、助けていただけないかというようなことをお医者さんのほうに

も話をしていくべきじゃないかなというふうに思っておりますけれども、町長はどのように考えられますか。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） まず、ジェネリックの医薬品についてなんですけれども、基本的には住民の皆さんにいわゆる町からの発信が足りないというところが一つあるんです。

私いつも職員なんかには申し上げるんですけども、幾らそういう発表とか広報をしても、住民の方が受け取っていただければ結局発表しないのと一緒だということですから、いかに住民の方に認識していただけるように広報活動をやるかということが重要じゃないかと。それと、やっぱりジェネリックで対応できない医薬品がある、それはそれでしょうがないと思いますけれども、ジェネリックというのは薬効は基本的には同じということですから、ほとんど問題ないと思います。だから、それをいかに住民の皆さんに納得いただける広報をするか。

また、医師会のほうにつきましては、ご指摘のように要請のほうをしていきたいと思っております。そして、国保の会議があります。医師会のお医者さんも入っていただいていますから、そういうことを含めまして要請をしていきたいと思っております。

○議 長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7 番（河野博文君） 今、町長言われたとおりでございます。文書だけで周知したと思っても、なかなかこれは町民はわからない。やはりいろんな場所、いろんな会、あるごとに積極的に進めていく、そしてまた医療機関についてもご理解をいただく、そういうようなことをぜひ進めてほしいなというふうに思っております。

言いにくいことだと思います、医療機関に対してはですね。医療費が安くなるので言いにくいこととは思いますが、しかし、町の実情もわかってほしい。町のほうの国民保険がやっていかれなくなるような、また町民が本当にこれからますますそちらのほうの保険者が増えていくような状況になると思います。その辺でやはりちゃんとした政策をとっていただき、少しでも節約できるところは節約していく、そういうような気持ちを持って行って、また積極的に進めなければならないところは積極的にやらなければなりませんけれども、ぜひ進めて行ってほしいなというふうに思っております。

いろいろ聞きましたけれども、今後、町が町民と一緒にいいまちづくりができますように祈念いたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議 長（高田修治君） 7番河野博文議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。

午後1時から再開いたします。

午前11時48分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（高田修治君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次の質問者は、14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 14番片山です。本日は通告に従い、議長のお許しを得て一問一答方式で質問をさせていただきます。

昨年3月11日の東日本大震災から1年6カ月過ぎました。しかし被災された皆様の復興はいまだ進んでいないようで、一日も早い復興を願っております。

また、7月に集中豪雨により日田市、玖珠町の古後地区のほうで被災された皆様に心からお見舞い申し上げ、一日も早い復興を願っているところであります。

まず初めに、いじめ、不登校等が問題の新聞等の報道が多い玖珠町の現況と対策についてお願いします。

これは9月12日の合同新聞の第1面であります。1面トップで出ているということは、それだけいじめ、不登校が多いということであります。特に中高生自殺200人、いじめは7万231件、その中で大分県は熊本に次いで2番目に多いということであります。

まず、いじめについて玖珠町の現況と対策についてお聞きします。

○議長（高田修治君） 米田学校教育課長。

○学校教育課長（米田伸一君） お答えいたします。

まず現況についてでございます。

このデータは2学期がスタートした時にとったアンケートからの結果でございます。本年度になりまして4月から8月までの間ということで調査いたしました。町内の小・中学校で、いわゆるいじめの認知件数と呼ばれるものは、そのアンケートによりますと25件でございます。そのうち、解消したものが18件、現在支援中というものが7件でございます。

その内容はもうほとんどが冷やかし、からかいというものでございます。したがって、いわゆる新聞等で大きく取り上げられております暴力ざたといいますが、そういったものについてはございません。先ほど言いました解消という考え方なんですけれども、これについてはいじめと感じた児童生徒が、本当に心が穏やかで元気な状態で通常どおり学校に登校できていると。支援中というのは、いじめが継続しているということではございませんで、結局いじめた側への指導、それからいじめられた側への心のケアという部分で、どうしても時間がかかる。丁寧に扱わないと結局何度も何度も繰り返すということがございますので、そういう意味で現場では時間をかけて丁寧に扱っているというように私どもは捉えております。

対策でございますが、まず1つは、いろいろなマスコミ等でも話題になりましたので、7月と8月、2カ月続けて校長会でいじめのことを議題にいたしまして、次のような点について周知徹底をさせていただきました。

1点目は当たり前のことですが、いじめを許さない教室づくり、いじめを許さない学校づくり、これに全力を挙げるということでございます。具体的には、特に道徳などを中心とした心を育てること。それと同時にそれぞれの子供が自分が活躍できる、認められる、そういう場を保障する

ような学校の教育活動をつくっていくこと。そして何よりも3つ目に教職員個々が、やはりいじめに対して毅然とした態度を持つこと。一方で、子供たちの話をしっかり受け入れながら、しかしいじめに対しては毅然とした態度で、よくないものはよくないということで指導に当たる。このことを校長先生を中心に指導していただいて、学校で一丸となっていじめに対して対策を立てていただきたいというお話をいたしました。

2つ目に、早期発見、それから早期対応ということでございます。これにつきましては、どうしても例えば自分のクラスでこういう事象が起きますと、担任が一人で抱え込んだりすることがございますが、子供にとってはやはりいろいろな大人がかかわることで自分の本当の気持ちを出せるという部分があるかと思えます。そこで学校できちっとした組織立った形で、多くの全職員でその問題に当たるんだという意識で対応してほしいということをお願いしました。

3点目は、こういうようにマスコミ等で話題になると、ついつい保護者のほうも疑心暗鬼になったり不安になったりする部分がございます。それで逆に学校のほうから積極的に、うちの学校はこういうふうなことでいじめの対策をしていますということについてアピールをしていただきたいということをお願いしました。早速2学期の学校だよりを見ますと、学校によっては私の学校ではこういった対策をしていますと、困ったことがあったら例えばスクールカウンセラー等もいますので、お申し出くださいというような形で早速学校だよりを通じて保護者にアピールしていただいている学校もございます。

それともう1点は、昨日教育長が申しましたわかくさの広場をぜひ活用していただきたいということでございます。わかくさの広場については、実は夏休み中にも研修会を一度持ちまして、臨床心理士の方に来ていただいて講演をしていただきました。さらにはわかくさの広場の職員の先生に、わかくさの広場の活動についてより多くの先生方に知っていただくために実践報告をしていただきました。そういう形で各校にわかくさの広場の活動を広げていただくというような形で他機関との連携という意味でそういうこともお話をした次第です。

こういった形で校長会を通してまず先生方をお願いをしたことがございます。

長くなって申しわけありませんが、2つ目は各学校でいじめ対策についての研修会を実施していただきました。これについては報告書等の提出をしていただいていますので、各学校でそれぞれ資料を使って活発な意見交換がなされたことが、その報告書からもきちんと伺えております。

以上のような、現在のところとにかく防止、それから早期発見ということに重点を置きまして対策を立てているところでございます。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） ただ今の答弁で、小・中学校でいじめが25件というのは、非常に少ないのではないかと私は思っております。これは今までやったそういう徹底した教育指導があったからではないかと思えますけれども、やっぱり大津市で発生したいじめによる自殺、まだ今新聞紙上をにぎわせております。これはやはり早期の対策、対応、決断が足らなかった結果が今まで延びていると思っております。

おります。

確かに、これは文科省調査の県内結果ということで、今担当課長が説明されました仲間外れとかいろいろあるんですけれども、中でいじめられた子が傷ついたと感じていけばいじめだという、ちょっと私も理解しにくいのが新聞で出ているんですけれども、要はみんなが仲よくやっていくことが一番大事じゃないかと思っております。

今、学校教育についてお聞きしたんですが、これは大人の世界でもあるんですね。大人の世界では、その大人の世界についてのいじめの対応、現況と対策について、どこの課になるんですかね、これは社会教育課なのか、まちづくり推進課なのか、どこなのか、ちょっとお聞きします。

○議長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） 昨日は大谷議員さんから、子供の小・中学校の児童生徒に対するいじめに対する対応がございました。先ほどまた課長からお答えをいたしました。大人の世界のいじめが果たして教育長答弁の範疇に入るかどうかと思いますけれども、先ほど議員さんおっしゃいましたように、社会教育、学校外の教育、いわゆる生涯学習も教育委員会の担当でございますので、その範囲でお答えをさせていただきますが、大人の世界にも例えば出るくいは打たれると、長いものには巻かれよとか、あるいはまた弱い者いじめとか、そういう言葉が古くからありますように、言うなら強い者、強者から弱者に対する圧力とか、あるいはまた逆に無視とか、あるいはまた少数意見の否定とか、そういうものがあるかと思うんですけれども、やはり大人が個人として不快を感じたり不満を持ったり感じたり、苦痛を感じたり、そういうのは否定できないというふうに思います。

社会生活というのは集団生活。集団組織を維持するためには、やはりそこにはリーダーが必要だと思う。リーダーは権力をやはり持って、権限を持つわけでございまして、権限が生まれると当然やはり強者と弱者、強い者と弱い者が出てくるのも自然であろうというふうに思います。そこに生ずるのが大人の世界のいじめと言われるのでしょ。

一般に大人の世界、特に職場組織ではハラスメント、パワハラとかセクハラとかいう言葉で表現をされておりますけれども、これをどういうふうに未然に防止するかということになると、大変大人の世界、難しいことになるわけですが、要は弱者への強い者の思いやりと申しますか配慮であろうというふうに思います。

大きくなりますけれども、民主主義社会というのは、そういうふうに強い者が弱い者の意見を尊重すると。そういうことを前提にやはり成り立っておるというふうに思います。強者の弱者への配慮。これは大変やはり難しいことなんですけれども、この社会性を培うには、何と言っても幼少期からの、幼いときからの先ほど言いました思いやり、倫理観ですかね、そういうのをいかにして育むかにかかっておると思うわけでございますけれども、いわゆる情操教育もそのうちに入ると申します。これには以前から、昔からそれを育むには情緒、情操を育むためには、感動する物語、いわゆる読書ですね、こういうのを幼いときから保障してやる、環境を整備することが一番効果があるというように言われております。そういう意味で午前中の河野議員さんにお答えした図書活動もあるわけですが

も、そういうことを教育委員会としては特に家庭教育、ものすごく大事でございますので、学校教育、社会教育、学社連携の中でこれから取り組んでいけば、結果として、道のりは長いわけですがけれども、幾分でも社会性や倫理観、正義感を身につけた子供が育っていくだろうというふうに考えております。

そういうことで。

○議 長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） いじめは児童生徒ということで、社会人に及んできたとは大変だったと思いますが、これは避けて通れないところであります。確かに今教育長答弁にあったように、強者は弱者をいじめ、昔からしきたり、また逆らうと村八分になるということもありまして、現在私は機会あるごとに田舎をお回りしているんですが、そこで聞くのが、ここはいじめる人はおらんかねというと、やっぱりおるって。ただもうあの年齢だから、もう何年も先になってくると言わんごとなるから、大丈夫だとかいう消極的な人もおられるんですけども、昔の軍隊で特に海軍、監察官が海軍の軍艦とかに行くと、一番最初に行くところは清掃器具を置くところに行くそうです。そうしたら昔はポリ容器じゃなくてトタンのバケツがありますから、上官からビンタとかケツばかり叩かれると、行くところがないから、そのバケツを蹴ったくるそうです。そうするとそのバケツのへこみ具合で、この艦は、この部隊はいじめが多いなということで、必ず監察官の指摘に上がるということですが、どうかいじめのない地域であってほしいと願っております。

特に、今新聞紙上、また地域からでも自衛隊の中でも警察官の中でも消防の中でも、玖珠町役場の中でもあるんじゃないかと言われておるんですが、そこまでは追及はしないようにしたほうがいいと思いますけれども、ただ、役場職員の中で、身体的ではなくて心理的な病を持っている方が多いと聞いております。これは職務上厳しいところに置かれたのか、家庭とまた職場の板挟みになったのかということでもあります。

私は町の人事発令の時にこうして見るんですが、ぽっとこの人が、今まで建設課長だった人が、会計課長に行ったりするんですけども、みんなレベルが高いからこうかなと思っているけれども、人事異動というのは人のことですから、ぱっぱぱっぱ駒が動くわけです。自衛隊において陸曹幹部経歴管理というのがあります。新しいところに行くと5年間その職務で勤務したいとか、3年後転属をお願いしたいとか、今の職務は2年後に変えてほしいというのがちゃんと出て、それが右のほうに一覧表があって、親が高齢のために近くの部隊に行きたいとか、そういうのが出てくるわけですがけれども、大体この経歴管理が優先されて、勤務地、また職務上の変化は出ているようであります。そういうところでもあります。

次に、いじめのない玖珠町を目指して私たちも頑張らないかんということですが、いじめに関連する不登校について現況と対策についてお伺いをします。

○議 長（高田修治君） 米田学校教育課長。

○学校教育課長（米田伸一君） お答えをいたします。

本年度の状況でございます。本年度、町内の小学校、中学校でいわゆる不登校と言われるような立

場にある児童生徒の数は約10名でございます。これの背景につきましては、いわゆるプライバシーにかかる場合がございますが、家庭の状況等いろいろな要因が複雑に背景としてございます。ですからなかなかこうすればすぐ結果が出るというものではございませんが、具体的な対策としては、まず各学校では当然のように、非常に担任を中心に熱心に家庭訪問を繰り返していただいています。最近では先ほど申しましたように、1人の教職員の問題ではない。いろいろな角度からアプローチしていくことによって子供が心を開く場合があるという立場から、組織的に対応していただきたいということで、生徒指導主事だとか、学年の主任だとか、場合によっては校長みずからが家庭のほうに向いて保護者と話をするというのもございました。

また、各行事を工夫して、子供たちが出やすい空気をつくるだとか、あるいは特に3年生になりますと進路指導、進路の面が非常に重大になってきますので、その進路指導と絡めながら子供たちの希望を何とか叶えるために、そういうことを柱にしながら対応しているというようなことでございます。

また、学校の中では、いわゆるケース会議のような形で不登校児童生徒の事例を取り上げながら、校内の中で検証を重ねているというところでございます。

私ども教育委員会としましては、毎月不登校児童生徒の状況について月例の報告書を上げてもらっております。その中身を見ながら、場合によっては教育長みずからが校長と面談をして子供の様子について、あるいは今後の指導について話をすることもございます。そういった形を取りながら、私ども情報をつぶさに把握しながら、アドバイスできる部分はしていくというような形で今対応をしております。10名程度ということでございますが、うれしいことに2学期になって何件かの子供について登校し始めたといううれしい知らせが学校から届いておりまして、少しずつ学校の先生方を中心に粘り強く対応していることが成果を上げているのではないかなというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 不登校が小・中で10名ということですが、これは学校教育法でいう年間30日以上の長期欠席者を言っているのか、それともまた新たに法が変わったのか、我々の感覚では学校に無届けで欠席した場合、不登校と判断するんですが、その辺をお聞きします。

○議長（高田修治君） 米田学校教育課長。

○学校教育課長（米田伸一君） 今申し上げた10名につきましては、ほぼ月の半分以上といいますか、あるいは全欠までには、中には全欠の子供もございます。つまりずっとお休みをし続けているという子供もございますし、月に二、三回しか出られないという子供もございます。余りいわゆる年間で30日という数字よりも、実際は非常に多い数字の子供たちを指して今10名程度というふうにお話をさせていただきました。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） これは穴井教育長のときの一般質問で、不登校というものを聞いて質問しました。その時に坪井課長、もう退職しているんですが、答弁が年間30日以上の長期欠席者のうち、何

らかの心理的、情緒的、身体的などにより登校しない、したくてもできない状態を不登校という
なっているんですが、これについてはこのとおりでいいんでしょうか。

○議 長（高田修治君） 米田学校教育課長。

○学校教育課長（米田伸一君） 今議員のご指摘のとおり、法令上はそのような形でございます。

○議 長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 確かに、いじめがあると学校にも行きたくないということになるんですが、
やはりいじめをなくすことによって、不登校も少なくなってくるのではないかと思います。そこら辺
をですね。

それともう一つお聞きしたいんですが、学校長等に対する指導ですね。校長会がありますよね。そ
の時に文書で一応配付するんですが、校長は学校管理者ですから、学校へ持ち帰って今度は学校の教
職員に対して指導するわけですね。私はそれもいいと思いますが、校長によって抜けが出てくるん
じゃないのかと。一番いいのは全部集めてするのがいいのではないかと思います、検討してほしい
と思います。

次に、小学校在校中の風水害等による早退についてであります。今回、同じような災害等に対する
一般質問を3名の議員がしております。私はこの風水害等による早退についてお聞きしたいと思いま
す。在校中の厳しい豪雨の中での早退は、いつだれが判断して早退させるのかお聞きします。

○議 長（高田修治君） 米田学校教育課長。

○学校教育課長（米田伸一君） お答えいたします。

玖珠町立学校管理規則第2条の6によりますと、「非常変災その他急迫の事情があるときは、校長
は、臨時に授業を行わないことができる。」とございまして、風水害等による臨時休校、それから早
退等の判断、具体的対応については各校の校長に委ねられております。

○議 長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 早退については学校長の判断とありますが、これは7月の集中豪雨の時、各
地域を回って聞いてみました。子供たちは喜んでおりました。早く帰れたぞと。ところが、例えば八
幡の場合、豪雨で道路が冠水している。もう川と変わらないような水量があるんだと。その時に保護
者が迎えに行き行って連れて帰ること自体が、保護者が迎えに行く時と子供と一緒に帰る時と、危険が2
回迫っているというような状況が出てくると思います。そういう中で、私は校長の判断もさることな
がら、教育委員会もやっぱりそこら辺を判断してやるべきじゃないかと思います。

そして、もう例えば八幡の場合は小学校は避難場所になっている、前の。一番安全な場所からなぜ
帰すのか。学校に一晚泊してもらった方が安全だと思います。それは毛布等がないからやけれども、
そういうのも準備すれば親御さんも安心するし、先生も帰らなくていいし、いいんじゃないかと思
いますが、それについてお伺いします。

○議 長（高田修治君） 米田学校教育課長。

○学校教育課長（米田伸一君） ただいま議員さんがご指摘くださったのは、7月3日の豪雨のことだ

と存じます。その時の各学校の対応についてでございますが、今少しお話をいただきましたが、臨時休校をした学校が2校でございます。それから午前中に下校させた学校が3校、分校1校を含んでおります。あとの5校につきましては午後12時過ぎから1時ぐらいにかけて下校というのを基本的にさせております。

それぞれの学校では今もお話がありましたように、保護者に迎えに来ていただくとか、あるいは保護者がすぐに来られない家庭の児童については、学校に待機させる。あるいは小さい学校ですと教職員が送る。また、保護者の同意を得て帰宅させる。それから通学路の危険箇所には教職員を配置して下校指導する等のその時にできる児童の安全確保に配慮して、さまざまな対応をしてまいりました。

ただ、しかし今ご指摘がありましたように、実はその結果非常に豪雨の中を児童が下校するという状況が発生したのも事実でございます。先ほど校長が判断でということをお申しましたが、当然校長が判断した結果については、教育委員会のほうに報告がございますので、先ほどご指摘がありました件につきましては、私ども教育委員会もさらに慎重に校長を指導するという立場から、今後注意してまいりたいというふうに思っております。

ただ、実は私どももそのような情報を、ちょっと今議員さんからご指摘のあったことを耳にいたしましたので、早速その月の下旬の校長会で今回の豪雨に対する対応について、それぞれの学校の対応の仕方を情報交換しまして、次の点について再度お願いをいたしました。

1つは、テレビ、ラジオ等からの情報とか、あるいは関係機関への問い合わせ、それから実際に今、道のお話ございましたが、ちょっと危険が伴いますが状況観察をできる範囲でしていただいて、できる限り気象や道路についての正確な情報を集めていただいて、とにかく危険を回避するというところに最大限努力をしてほしい。

その中で特に、今ございました風雨が激しいときには子供たちを動かさないと。基本的に学校で待機をさせるということ徹底してくださいということをお願いいたしました。あとはまた保護者の連絡についても幾分十分でなかった点がございましたので、連絡網の再確認や、こういった状況が起きたときにどういう形で伝達していくのかということ各学校ごとにきちんと再確認をしてくださいということをお願いいたしました。

それから、また必要に応じてできれば、例えば先ほど出ました八幡でいいますと、八幡小学校と中学校、兄弟関係等もございましょうし、近所とかいうこともございましょうから、小・中学校等で連携がとれる場合は、近くの学校同士で同じような対応をすることによって、少しでも安全を確保していただきたいというようなこともお願いをしております。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（米田伸一君） すみません、長くなりました。

あと、防災無線についても活用の必要があれば、教育委員会に申し出ていただければ対応しますということで受け答えをしております。

いずれにしても命がまず第一でございますので、これからもしっかりと危機管理の意識を持って対応

したいと思っております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 明確な答弁ですが、安全はすべてに優先する。これを頭に入れておけばいいことができるのではないかと考えております。

次に、町道、里道の維持管理ということについてお聞きをします。7月の集中豪雨後、町職員担当者の連日の復興に向けての努力に敬意を表するところであります。お疲れさまです。

ところで、本年の3月議会で道路は地方の命綱、道路なくして本町の発展はないと言われているが、町道の巡回について伺ったところ、定期的な巡回管理はせず、地域住民や町議会議員、職員の情報で対応しているという担当課長の答弁がありました。県の道路巡回は交通量の多い地域は週3回、少ない地域は週1回巡回しているということですが、週3回もとなってくるというとちょっと多過ぎるのではないかと思いますね。そういえば私の前は県道43号線であるが、ちょっと見るといつも通っているような気がしまして、そこら辺は別として前向きな検討をしてほしいと要望しましたが、現状どおりなのか。

住民や町議会議員、職員の情報で対応しているというのも結構かしらないけれども、あなたも情報の提供者だよという委任状とかもらえばまじめにやるかわからんけれども、そのうち誰かがするだろうということになってくると、復興等が遅れるような状況になってくるわけですが、その点についてお伺いします。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） お答えいたします。

まず最初、定期点検であります。周りの方の報告だけということでおっしゃられましたけれども、前の答弁でもいたしましたように、担当職員におきまして、梅雨前に全路線と全河川の定期点検は年1回であります。行っております。

続きまして、町道維持管理についてお答えいたします。

玖珠町では354路線、総延長27万1,156メートルの町道の維持管理をしております。昨年度の道路維持管理費としましては、約1,300万円を使っております。主な内容としまして、舗装、側溝などの修繕費が330万円、草刈りの手数料が72万円、そして道路の補修工事費が650万円、生コンなどの原材料支給費210万円となっております。

舗装修繕、側溝清掃などの実施に際しましては、先ほど議員さんが言われましたように町民の方の通報による場合と職員の巡回の際に発見する場合があります。町の定期点検としましては、先ほど言いましたが、災害が多く発生する梅雨前に職員により全路線を行っております。普段の維持管理につきましては、自治区内の町道についての草刈り、側溝清掃、コンクリート舗装など地域の方々の協力により維持管理が成り立っております。町道の維持管理につきましては、今後も軽微なものにつきましては地元管理者に協力をお願いし、地元関係者で困難な修繕工事などについては、町のほうが実施

し、町道を地元と町が協働して維持管理を行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 確かに軽微な町道の舗装道路等については、職員が出て来て速やかに補修をしていただいております。ただ町道についてはどうしても今言ったように情報提供者が限られているということで、私たちの部落でも年2回町道の清掃をしております。そういうところ、その都度協議して解決しているということですが、町民が安心して通れる町道ということで、やってもらいたいと思います。

次に、里道の維持管理についてお聞きします。

平成17年の4月1日から国に移譲を申請して、国有財産法によるもの、農地法によるもの、道路法によるもの等によって移譲されましたが、国土調査で里道上に家が、里道が畑に、里道を勝手に掘り起こし水路に、里道の境界が不明などの問題が多いと聞いております。建設課長は里道に起因する問題は多くあるが、その都度関係者と協議して解決していると前の課長が言っておりますが、その里道管理についてお聞きします。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） お答えいたします。里道全般についてお答えさせていただきます。

里道につきましては、道路法の適用を受けない法定外公共物と呼ばれ、議員さんも言われましたように、以前は国有財産として国の管理とされていましたが、地方分権一括法により町が譲与を受け、平成17年4月1日から玖珠町法定外公共物管理条例により管理をしております。玖珠町が譲与を受けた里道は1万244路線と膨大な数に上るため、これらをすべて把握するのが困難であることや、その多くは昔から農道や集落内道として、地域住民の方々によってつくられ、利用されていたものでありますことから、維持管理につきましては地元利用者などをお願いしているのが現状でございます。

今後とも日常的な維持管理につきましては、地域住民の方々をお願いしたいと考えております。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） いいですか。はい、以上です。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 課長が説明したように、この里道の町有化ということは、農地法によるもの、183カ所、道路法によるもの1,530カ所と、国有財産法によるものが1万6,341カ所、約1万8,000あると聞いております。

この中で今回の7月豪雨で四日市のある家の裏の山の土砂が崩壊しました。そして町にもたしか来たと思っておりますが、その家は前が町道、後ろが山、それで家のすぐ下まで、もう70センチぐらい、幅5メートルの土砂が流れてきているわけです。それである人が、これは里道が後ろにあるから町にかけ合えやといったら、町の答えは、里道でも人が通行しない里道は里道じゃないんだと、こういう

ことを言われたそうです。そしてある人が山の持ち主に言えばいいのではないかということで、山の持ち主に言ったら、勝手にうちの山の横に家を建てて土砂崩れが来たって文句を言うなど言われたそうです。その方がどうしたらいいんだろうということ言われたから、ちょっと待てということで、2次災害ということで地元の消防団に頼んで撤去してもらおう方法もあると言ったわけですね。

確かに里道の上に小屋があったり、畑があったり花壇があったりするのはいっぱいあります。それで一回この際里道をやっぱり点検して、もう里道として利用の価値がないところについては買い上げるとか、税金を取るとか、そういう処置をしなければ、災害のたびにこの問題が起きてくるのではないかと思います、課長、簡単な答弁をお願いします。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） 里道につきましては、議員さんのご質問のとおり里道の上に家が建ててあったり、水路も同じ状況であります、あと現在利用されていないような里道等もあります。

ただその管理につきましては、先ほど話しましたように、あくまでその里道につきましては、昔そこを利用する人といいますか、その人たちがつくった道でもありますので、こちらのほうで一方的な廃止等はできませんし、その関係者の方々からもうこの道は要らないということで払い下げ申請とか出れば、その都度里道を外して一般財産ということにすることも可能であります、里道につきましては、先ほどのちょっと話戻りますけれども、がけ崩れの件もありますけれども、うちのほうで里道になっていないから関係ないというような話があったということですが、そういうことはありません。里道はあくまで使われていなくても里道で残っておりますので、ただその管理につきましては、あくまでその関係者ということになっておりますので、里道に何か壊れてきたからそれを片づけてくれと言われても、ちょっと町のほうでは里道を使っている方のほうに普段の維持管理等をお願いしておりますので、それを全部もし片づけるとしましたら、先ほど言いましたように1万何百路線ありますので、それ全部を町のほうで少し壊れたから全部管理してくれと言われても、大変そこまでちょっとできかねますので、里道、水路については全路線そういうふうな地元の方をお願いしているような対応をとっているところであります。

以上であります。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 確かに里道管理は難しいようであります。現に里道の上に建っている家もあるんですから、そういうのがありますけれども、やはり町の対応としてはひとり暮らしのお年寄りが来たときに、やっぱり懇切丁寧に優しくさすような言葉でやらないと、一方的に言われるとむかむかするし、最終的に来るのは地元の議員とかに電話がかかってきて、どうするんだということになってくるわけです。

だから、こうなっているんだけど、今度はそのうちあんだのところに買ってもらわないかなんという言い方とかあるんじゃないかと思います。一番悪いのは山の後ろに家を建てて勝手につ

くりやがってと言った人が悪いと思います。そこら辺が玖珠町のいじめとか何かのすべて出てくるんじゃないかと思いますが、課長がそういうのを判断して早期に解決されることを望んで、私の質問を終わります。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅議員の質問を終わります。

次の質問者は、5番中川英則君。

○5番（中川英則君） 5番中川英則です。9月議会の最後の質問となりました。執行部の皆さんには大変お疲れだと思いますが、もうしばらくおつき合いのほどをよろしくお願いを申し上げます。

各議員さんが言われましたように、九州北部大豪雨で災害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、災害の査定で休みなく日夜努力しています職員の皆様に感謝を申し上げます。しかし、職員の健康管理だけは、ここにおられます管理職の皆さんや役場に設置されています衛生委員会の中で十分注視していただきたいと思えます。

査定の提出期限が区切られていることにより、無理をし、事故に遭ったり病気になってからでは取り返しのつかない問題となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度についてであります。この制度は住民票の写しや戸籍謄本等を代理人や第三者に対して交付した場合、本人に通知する制度であります。第三者とは住民基本台帳法第12条第1項または戸籍法第10条第1項などの規定により、住民票の写し等の交付を請求する者の代理人であります。

また、住民基本台帳法第12条の3または戸籍法第10条の2などの規定により、住民票の写し等の交付を請求する者でもあります。現在探偵会社や司法書士における個人情報の不正取得が行われ、生活が脅かされる被害を受けた方も出てきていると言われております。

なぜかといいますと、東京都にありますプライム法務事務所が探偵社や司法書士を使って個人情報を取得し、興信所などに売っている事件が起きたからであります。玖珠町も今年の1月25日に2件ほどプライム法務事務所から郵送による請求を受け発送を行っております。このように個人情報がとられ、本人のわからないところで売り買いされ、個人の人権が脅かされている状況があるということがあります。町長の政治理念でありますコンプライアンス遵守、住民の安全や財産、人権が脅かされる状況を考えたとき、早急に第三者交付に係る本人通知制度を制定する必要があると思っております。

大分県内においては既に国東市、杵築市、日出町などが住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度要綱を制定し、個人の権利侵害の防止を図っております。私が言うまでもありませんが、要綱であれば町長の考えで設置できるわけであります。町長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（高田修治君） 本松住民課長。

○住民課長（本松豊美君） 中川議員のご質問にお答えさせていただきます。

戸籍謄本の請求は本人、配偶者、直系の卑属、尊属に、住民票は同一家族に限られていますが、例外として職務上必要であれば、国や地方公共団体及び弁護士、司法書士など8仕業が請求を認められ

ております。しかし、ご存じのように今議員さんもおっしゃられましたけれども、これを悪用した不正入手が近年続発しており、平成17年に行政書士による戸籍の大量不正取得が発覚して以降、毎年各地で摘発されているのが現状です。

そのため、戸籍謄本や住民票など第三者に取得された場合、交付日や交付した写しの種類などを本人に通知する制度を自治体が導入し始めております。しかし、通知する記載内容については、国などから具体的に示されたものはなく、裁判等に使用するための請求の対象外規定や、本人への通知の内容である細部については、導入している自治体によってさまざまです。そのため、制度導入については慎重に検討している自治体が多く、全国で本人通知制度を導入している自治体は約12%で、県下では議員さんおっしゃられたとおり2市1町となっております。

本町におきましては、制度の導入に向けまして、先進地から制度導入における内部検討資料の提供を受け、それをもとに現在検討しているところです。また、県下で導入している自治体につきましては、共同で委員会を立ち上げて導入を行っておりますので、本町におきましても共同の委員会立ち上げまでは現在至ってはおりませんが、日田市や九重町と連絡を行い、来月早々に三者での会議を計画しており、日田法務局管内で統一した制度の導入に向け、現在取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（高田修治君） 5番中川英則君。

○5番（中川英則君） 日田、玖珠の中で統一した考え方、法務局を中心とした統一的な考え方というのはよくわかります。しかし、このような実態、続出しておりますので、個人の財産や人権が脅かされるというような状況があるわけですから、やはり早い中での検討をよろしくお願ひしたいと思います。

この問題については住民課の問題だけではありません。人権にかかわる問題でもあります。人権同和啓発センター所長の考え方もお聞きしたいというように思います。

○議長（高田修治君） 山本人権同和啓発センター所長。

○人権同和啓発センター所長（山本五十六君） 今、中川議員のほうから人権にかかわる問題だということで、人権同和啓発センターとしての見解といいますか、そういうものを若干述べたいというように思います。

本人通知制度につきましては、今住民課長のほうが申し上げましたので、特に法制度に至るまでの経過を含め、人権同和啓発センターとしての本人通知制度についての見解を申し上げたいというように思います。

昭和50年、皆様もご承知のように、部落地名総鑑という図書の存在が明るみに出て、大きな社会問題になったということです。この部落地名総鑑は、法務省が調査をただけで8種類の図書が確認をされており、1冊数万円単位で販売され、購入者が223の購入をされております。企業でいえば皆様もご承知のように大手企業ほとんどの企業は、この部落地名総鑑を購入しております。

部落地名総鑑が出た大きな社会的な背景を簡単に申し上げますと、特に壬申戸籍の廃止、戸籍の関

覧の制限、それから就職活動の際の統一応募用紙の取り組み等で、個人情報が入手されにくい状況になったことが大きな要因とされております。地名総鑑発覚後、いろいろな取り組みが行われましたが、戸籍等の不正取得事件が後を絶たずに、特に先ほど住民課長が申しあげましたように、平成17年と昨年、行政書士等による戸籍等の大量不正取得事件が発覚しているところであります。

特に、昨年の11月に発覚しました行政書士等による大量不正取得事件は、2万枚の用紙を偽造して、そのうち1万枚が不正取得に使用されたというふうに聞いております。その内容の大半が身元調査に使用されたと言われております。

また、この事件に関係しまして、大手携帯販売店の情報漏えい、それからハローワークの職歴の漏えい等の事件も関連して起きているところであります。個人情報、身元調査を求める人がいる、個人情報がお金になるという時代、こうした関係があることによって不正取得がなかなかなくなる状況にあります。こうした差別を商う人については、戸籍を取り扱う市町村の窓口で不正防止の何らかの手だてを講じる必要があるというふうに思っております。

平成17年に計画を策定しました玖珠町人権施策基本計画の中でも、人権尊重社会の確立に向けて行政分野でいろいろな手だてを具体化し、それを推し進めなければならないというようになっております。特に本人通知制度も不正取得を防止するという観点から、この制度の早急な設置を求めたいというように、人権同和啓発センターとして思っているところでございます。

先ほど言いました今後とも、平成17年に策定しました人権施策基本計画の着実な実施に向けて取り組んでまいりたいというように思っております。

また、2000年に……

〔「簡単に」と呼ぶ者あり〕

○人権同和啓発センター所長（山本五十六君） では、以上で。

○議長（高田修治君） 5番中川英則君。

○5番（中川英則君） 今、啓発センター所長から詳しく説明をいただきました。しかし若干住民課長との、同じ行政でありながらやはり考え方がちょっと違うという部分であります。ぜひ、これは一課だけの問題、住民課だけの問題ではなくて、啓発センターも含めて早急に対応を、個人の財産や人権を守る部分でありますので、早急な対応をお願いしたいというように思います。

それでは次にいかせていただきます。

玖珠町の観光と観光協会の対応についてであります。

玖珠町観光協会の総会に出席しまして、協会の規約を見ますと、観光協会は昭和39年に設立され、ここまで約半世紀、玖珠町の観光発展に対して努力されていることがわかりました。私自身、玖珠町観光協会の歩みは昭和46年から現在までの一部しか知りませんが、私のイメージでは細々とした形の中で活動しながらも花火大会や万年山の山開き等の事業をこなして頑張っていることは認識をしております。

事業内容を見ますと、万年山の山開き等、ほとんどの事業が町からの補助金で賄っている状態であ

ります。玖珠町行政の一部ではないかというように考えるところであります。しかし、童話の里夏まつりの花火大会のように町の補助金もありますが、事業所などの協賛金をいただき大会を盛り上げるなど、特殊性も感じております。

また、新しい事業としては時代に合った健康志向のウォーキング等を取り入れているようであります。この事業は年々福岡方面のリピーターが増えているとの話も聞いております。

私がわらべの館に勤務しているときであります。若い男性が、玖珠町観光協会ですが旧久留島氏庭園を案内した後、清田コレクションを見させていただきたいと礼儀正しくやってまいりました。私は玖珠町の観光に光が見えたような思いもいたしました。

しかし、私たちが払っている会費だけでは、雇用ができるはずがありません。内容を聞きますと、平成21年度から平成23年度までの国の緊急雇用対策事業を取り入れ雇用されていると聞きました。さすがに数人の方々が活動していますので、事業内容も充実し、新たな事業展開ができていたのだというように思いました。このような事業展開が行われれば、観光をメインとした観光農業やお土産などが生まれてくるのではないかと期待をしているところであります。

しかし、この緊急雇用対策事業は、平成23年度で終わったと聞いております。平成24年度からの対応を聞きますと、県の震災等緊急雇用対応事業でつなぐようになっていると聞いております。これも1年で終わりだとも聞いています。町長の就任のときに言われていましたが、玖珠町は自然に恵まれたこのすばらしさと、この中でできる農産物などは、私が民間で培った知識を生かし、トップセールスとして頑張りますと言われておりました。

しかし、私たちも知っておりますが、町長の公務の忙しさは24時間、365日の中で動いていますので、なかなかこなせるものではないというように思っております。

また、国の指定を受けた旧久留島氏庭園や、国の指定の答申を受けた豊後森機関庫跡地など、新たな名勝地も誕生しております。大変喜ばしいことだと思っておりますが、しかし逆にこのような財産を生かす難しさも感じているところであります。このような財産を生かすには、持ち場持ち場が一つの方向を目指して頑張ることが、玖珠町の発展となることだと思っております。

観光部門では観光協会、商工部門では商工会などがそれぞれ弱くなってはまちづくりができないと考えております。私は国の緊急雇用対策、県の震災対策は一時的な経済対策だったかもしれませんが、玖珠町の観光事業の展開には、今までにないよい結果が出ていると考えております。

昨日、宿利議員の一般質問の中で、ゆるキャラを制作するお考えもお聞きしました。職員がかぶるのも限界があると思います。やはり観光協会を活用するしかないというように考えております。

そこで町長に聞きます。緊急雇用対策事業については、いろいろな名前の雇用対策事業となっているようですが、この事業は3年間、雇用が終わった時点で事業主が継続雇用するのが前提だと聞いております。実際、カウベルについては3名を雇用し、道の駅については22名を雇用し、継続して雇っております。

玖珠町観光協会では、6名を雇用しているが、継続して雇っていないのではないかと推察している

ところであります。なぜかといいますと、観光協会に支出している補助金の内容は管理費として120万円、インターネット等情報発信費として120万円であります。総体の事業内容を見ても、事業費しか含まれておらず、人件費は入っておりません。このような内容では継続して雇用できるはずがないからであります。申請時点の町の考えはどうだったのか。また申請時点の問題はあったと思いますが、玖珠町の観光に対してこの緊急雇用対策事業はよい結果をもたらしたと考えております。玖珠町の新たな、またしっかりとしたまちづくりのためにも、この結果を大事にして雇用継続の模索を行っていくべきだと考えていますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

もう一つは、玖珠町観光協会が手がけている事業が年々盛会になっています。これからの玖珠町の観光、それを支えている玖珠町観光協会をどのように育成し、まちづくりをしようとしているのか、町長のお考えを聞きたいと思ひます。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 中川議員のご質問にお答えを、大変申しわけありません、答弁を町長にということでございますが、観光行政を担当する課長として、一言ご回答を申し上げたいと思ひます。お許しください。

議員ご質問の緊急雇用対策事業につきましては、国のほうの施策に基づくもので、なかなか明るい兆しが見えない厳しい雇用情勢に対応するために、まず国から交付金を県に渡し、県がそれをもとに大分県ふるさと雇用再生特別基金並びに大分県緊急雇用創出事業臨時特例基金というものを造成しまして、平成21年4月から平成24年3月までの約3年間にわたって地域の求職者等の雇用の機会を創出しなさいという形で基金を活用して実施されたものでありまして、事業実施につきましては、町の財源持ち出しのない、ほぼ100%基金を充当するというところで実施したものであります。

この事業につきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、雇用の継続を前提とした事業を行うふるさと雇用再生特別基金事業と、もう一つ一時的なつなぎの雇用、就業機会の提供を目的とした緊急雇用創出事業があります。大分県のほか、県内各市町村が地域の実情に合わせて事業の展開、まず人を雇って雇用の場をつくってという形で実施してきたところでございます。

先ほど中川議員ご質問の緊急雇用対策事業につきましては、先ほど申し上げた中のふるさと雇用再生特別基金事業における、観光協会に委託しておりました観光素材育成事業として実施いたしましたものでございます。この委託事業はグリーンツーリズム等を基本とした観光素材の整備と育成するというところで、エコ、健康、自然、いやしに関連する観光メニューの開発、そして多くの観光客の誘致を図ることを目的にふるさと雇用5名、それと緊急雇用として観光客誘致1名の6名の臨時的採用職員を雇用して取り組んでいただいたものでございます。

具体的には平成21年度に1,720万3,000円、平成22年度に1,785万8,000円、平成23年度2,043万9,103円の合計3年間で5,550万103円の事業費になっておりますが、うち70%に当たる3,893万5,702円については雇用した人件費でございます。これに約100%ふるさと雇用再生特別基金を充当させていただいたところであります。

先ほど議員ご指摘のように、期間中に実施してきました玖珠町内の観光名所等を利用した年6回のウォーキング大会、そしてそのルートとなる道路の事前下刈りやごみ処理と各ポイントの仮設トイレの設置、維持管理、町内各種イベントでの支援活動と観光案内板の整理と、あと四季折々の観光案内対応など、電話等の受け付けで玖珠町観光情報発信については現在県内外より大変好評をいただいているところでございます。

先ほど議員ご指摘のふるさと雇用再生特別基金事業については、本来の目的である観光素材の育成はもとより、そこで雇って働いていただいた職員の雇用の継続性を目指した事業展開をすることが条件の一つともなっております。事業の展開の内容においては、雇用の継続となり得るための収益の追求も、今回観光協会のほうには行っていただいたところであります。

具体的な収益性の追求といたしましては、将来的な観光農園体験事業の推進として、農作物の生産にチャレンジする中で、今回の委託事業終了後は、農作物の販売収益等を協会職員の人件費に充当できないものであろうかと。雇用の継続を目指していただきたいところであります。

ですが、本来観光部門につきましては収益性の少ないところでございまして、継続雇用に見合う収入の追求は現在のところは大変厳しい状況でありました。ちなみに、今回実施した大分県下のほうの状況を調べましたが、このふるさと雇用再生特別基金事業における雇用の継続については、大分県の担当をもってしても大変継続が厳しい状況であったという回答でありましたことをご報告いたします。

以上です。

○議長（高田修治君） 5番中川英則君。

○5番（中川英則君） 観光協会等で対応した分、非常に何か厳しい状況があったというふうな発言もありました。しかし玖珠町観光協会が手がけている事業、年々盛会になっているわけでありまして。これ、次の新たなまちづくりとして非常にいいのではないかと、今の状況はいいというふうに捉えております。町長のほうにこの基本的な、これからどういうふうな観光協会を育成し、そしてまちづくりをやっているか、ちょっとお聞きしたいというように思います。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 申しわけございません、町長にということでございますが、先ほどのご質問に私ちょっと最後までお答えしていませんでした。

先ほど議員さんが申し上げられましたように、ふるさと雇用再生事業につきましては、3年後には継続ということが条件となっておりますが、厳しい状況ということまでを申し述べましたが、今回県の担当のほうとも協議をずっと続けてきて、平成24年度、今年度においては、先ほど議員さんも申し上げられましたが、震災等緊急雇用対策事業として緊急雇用事業枠実施の道が開けたことにより、1年間限定ではございますが、これまで育成してきた観光素材と好評を得ているウォーキング大会の継続、それから光の見えてきた観光事業の継続、成長などについて将来に向けた観光素材のPRや有効利用、維持管理についてのあり方について検証する時期として、この24年度1年間を3名の職員を臨時雇用として委託事業の継続を実施しているところであります。

それと先ほど議員さんのほうからご質問のありました玖珠町の観光と観光協会の育成についてでございますが、これまで玖珠町は有名な観光地とか温泉街、旅館街が存在せず、対外的な観光PR活動の維持管理については消極的であったところでございます。

しかしながら、最近において県内外の方々から恵まれた大自然の中での農作業、農業体験、健康ウォーキング、登山、自然の恵みグルメ、環境に優しい風力発電施設計画、さらには耶馬溪、別府の地獄に次ぐ大分県3件目となります国の名勝指定、旧久留島庭園や豊後森機関庫の国指定登録文化財認定に伴う視察や撮影など、多くの方が来町されているところでもあります。

中川議員ご質問の玖珠町観光協会の育成とまちづくりの推進についてでございますが、これまで行政主体で遅れをとった観光分野に、民間企業感覚の視点から観光的魅力の再発掘、発信することにより、玖珠町の対外向けPR、観光情報発信を実施するためには、現在あります玖珠町観光協会に対する町のあり方を見直す時期が来ているというふうに担当として思っております。

先ほどの議員さん申し上げられましたが、これまで玖珠町から観光協会の補助金については一般管理費として120万円、そしてインターネットによる情報発信事業補助として120万円、それから事業補助として万年山山開き補助52万円、童話の里夏まつり補助金150万円の事業費補助を実施してきたところでございますが、これらの補助金は、ほとんどが事業実施に必要な直接事業補助となっております。議員さんご指摘のとおり事業実施に伴う人件費など、経常経費に対する充当財源が確保できていないのは事実でございます。これまでは関係住民の方々によるボランティア活動に頼っているという状況であります。

そこで担当といたしまして、今後の玖珠町の観光振興、そしてそれを支えていただいている玖珠町観光協会を育成するためには、これまでのような各事業に対して分散的に補助事業を出すのではなく、できれば事務局員の人件費を含めた補助金の算定をした上で、観光振興補助金のあり方、場合によっては観光振興委託料の検討など、玖珠町と玖珠町観光協会とのかかわり方について、次年度、平成25年度予算編成等に向けて根本的な見直しを検討しているところでもあります。

以上であります。

○議長（高田修治君） 5番中川英則君。

○5番（中川英則君） 町長、今の部分について、課長が答弁されていることは町長を代弁して答弁しているわけでありますから、町長の回答だというように思っております。課長を信用していないわけではありませんが、再度町長のほうに、課長が言われたような新たな事業展開という方向で確認してよろしいでしょうか。

これから25年度の予算編成に向けて大変だと思いますが、ぜひ玖珠町の将来のためにも、そういう観光協会を中心としたまちづくりも新たに考えられるのではないかと考えていますので、ぜひこういう玖珠町のすばらしい資源を生かした発想の中で、まちづくりを進めていただきたいというように思っています。

町長に、私まちづくりについてはいろいろな考えがあつていいと思います。しかし町民の方々が

思っているのは、町長はトップリーダーであります。私の過去の一般質問の中でアヒルのように水の中で足を動かし、だれからも気づかれずに向こう岸に渡るまちづくりをしていますというように言われておりました。町民の方々はそういうまちづくりを期待しているのではないというように思っています。堂々とした町長の後ろ姿の中に、凛とした筋の通ったまちづくりを期待していると思います。私も期待しております。どうか頑張ってくださいと思います。

これから町長初め各課長さんたちについては、今議会が終わりましたらこれから年末にかけて予算編成が始まります。町長は基本的には最終年の予算編成であります。災害の復興予算が一番重要な予算であります。しかし、新たな展開として旧久留島氏庭園、機関庫、運動公園など仕掛ければ仕掛けるほど無限大の魅力を感じる財産が増えております。できればその地域で新たな商いが生まれる仕掛けを望んでいるところであります。ぜひ25年度予算編成は、各議員から出されました課題などもあります。町長と職員で知恵を出し合う中で、議論を深め未来志向の事業並びに予算展開を期待したいというように思っております。

最後になりますが、昨日繁田議員の一般質問で自衛隊探察ヘリ強制着陸の時の町長の対応を質問いたしました。その中で携帯のメーカー名を言われました。私が思うには、町長が持たれているメーカーについては、都会では100%通じるかもしれませんが、玖珠町では一番電波の弱いメーカーではないかというふうに考えております。少なからず2年半前に玖珠町のトップになられた時に、危機管理として携帯する電話も考えなければならなかったかというように思います。

ましてや九州北部大豪雨、災害を受けた後でも対応していない状況、強制着陸の時にも環境防災課長、基地担当係長、主任は現場で一生懸命に対応し、町長だけに連絡が取れないので必死に総務課長に電話をし、町長への連絡を懇願しておりました。総務課長や他の職員に電話をしたらすべて連絡が取れるわけでありまして。町長だけが連絡が取れないわけでありまして。一番危機管理ができていないのは町長であります。もう少し緊張感を持っていただきたいというように思います。

以上で一般質問を終わります。

○議 長（高田修治君） 5番中川英則議員の質問を終わります。

日程第3 追加議案の上程

○議 長（高田修治君） 日程第3、追加議案の上程を行います。

追加議案は土地の取得案件1件、まちなか循環バスの購入契約の締結案件1件、建設工事委託契約の締結案件1件の3議案であります。

議会運営副委員長の報告のように、追加議案の議案第88号、議案第89号並びに議案第90号の3議案については委員会付託を省略し、本日の日程の中で上程及び議案質疑、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会に追加された議案第88号、議案第89号並びに議案第90号の3議案は上程することに決しました。

事務局長に議案の朗読をさせます。

大蔵事務局長。

○議会事務局長（大蔵順一君） 追加議案の朗読をいたします。

議案第88号 土地の取得について

議案第89号 平成24年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業まちなか循環バス購入契約の締結について

議案第90号 平成24年度玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約の締結について

以上であります。

日程第4 町長の提案理由の説明

○議長（高田修治君） 日程第4、町長に提案理由及び議案の説明を求めます。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 平成24年第3回玖珠町議会定例会2日間にわたり一般質問をいただきました。有意義なご意見、ご忠告、ご提案、誠にありがとうございました。真摯に対応を検討していきたいと思えます。

そしてまたお疲れの折、追加議案をお願いいたしましたところ、日程変更のお取り計らいをいただき、上程のためのご配慮をいただきまして、誠にありがとうございます。それでは早速であります、追加議案につきまして、提案の理由を申し上げます。

お手元に配付しております追加議案書の1ページ目をお開きください。

議案第88号は土地取得についてであります。本案は玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線用地として取得するため、所在地、玖珠町大字四日市字井ノ尻191番地ほか、地籍、1万9,768.51平方メートル、地目、山林ほか、取得価格、1,191万6,303円、取得方法、売買。所有者、大分市城崎町2丁目3番32号、大分県土地開発公社から取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び玖珠町有財産条例第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別冊上程議案の参考資料1ページ、2ページに本事業の概要として取得金額の算定、取得用地の明細、字図を添付しておりますのでご覧いただきたいと思えます。

次に、追加議案集2ページ、議案第89号は平成24年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業まちなか循環バス購入契約の締結についてでございます。

本案につきましては、地域住民の利便性の向上及び高齢者、身体が不自由な方の移動手段を確保し、

外出支援を図ることを目的とし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条に定められた低床バスを購入するため、契約の方法、一般競争入札、契約金額、1,785万円、契約の相手、大分県日田市大字友田1043番地、九州日野自動車株式会社日田テクニカルサービスセンターと契約を締結したいので、玖珠町有財産条例第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別冊上程議案の参考資料中3ページ、4ページに本事業の概要といたしまして、まちなか循環バスの車両構造図、車両写真を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、追加議案集第3ページ、議案第90号は平成24年度玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約の締結についてでございます。

本案は平成24年度玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約について、契約の方法、随意契約、契約金額、2億4,666万2,850円、契約の相手、大分市城崎町2丁目3番32号、大分県土地開発公社と契約を締結したいので、玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別冊上程議案の参考資料集5ページに町道井の尻四日市線の計画平面図を添付しておりますので、ご覧いただければと思っております。

以上、土地の取得に係る契約案件、まちなか循環バス購入契約案件、町道井の尻四日市線建設工事委託契約案件の3議案を追加上程させていただきます。何とぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

日程第5 追加議案の質疑、討論、採決

○議長（高田修治君） 日程第5、追加議案の質疑、討論、採決を行います。

追加議案集1ページです。

議案第88号、土地の取得について、質疑ありませんか。

8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） 8番尾方であります。この土地の取得の件がなかなかややこしくて、追っけない部分の取得者があると言ったんですけれども、その辺のものは全部クリアできたのか、これで土地の所有の地権者は全員できたのかお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） お答えします。

議員ご指摘のとおり、本土地につきましては、平成13年度にすべての買収が終わったようでございますが、それから先の登記の問題で随分苦労していただいております。ですが今残っているのはあと1件だけ、進入路付近にあるため池の部分があると1件だけ権利者が亡くなって、その人の後継の方に連絡があと2人ほど取れていないのでございますが、これももうほぼ切りがつきそうで、現在大分県土地開発公社の顧問弁護士のほうで法的な手続という形を今とっておりますので、今回の工事の着

手、事業実施については問題ないようでございます。あと1件残すのみ、これも法的な措置という形でできるということで、弁護士のほうからの指示をいただいております。

以上です。

○議長（高田修治君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第88号の質疑を終わります。

次に、追加議案集2ページです。議案第89号、平成24年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業まちなか循環バス購入契約の締結について、質疑ありませんか。

13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） このまちなか循環バス、これ以前議会に購入予定があるという計画をお聞きし、その時に我が町の童話の里にふさわしい循環バスにつくらんかということで注文をしておりましたが、どの程度の外装であり、どういったキャラでもつけるのか、そういったことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） お答えいたします。

外装につきましては、現在まだこれから検討に入るわけでございますけれども、走る段階で非常に目立つような色合い、それからデザインを考えております。具体的なキャラクターにつきましても現在思案中でございますが、資料集の4ページをご覧くださいと思います。この写真につきましては、あくまでもモデルということで掲載をしておるわけでございますけれども、このバスの写真が窓を除く部分、こちらのほうにペイントを行いたいと、そういうふうを考えております。具体的なキャラクターはこれから詰めてまいりたいと思います。

○議長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 今どういったものかということを知りたいんですが、何か窓を除いたボディには、いろいろと色を使って塗装するんですね。そういったお答えのようですが、我が町は童話の里で、メルヘンチックないろいろなキャラがある。余りごてごて描いてもこれはおもしろくない。本当に玖珠町はこれだけのものを、これはやっぱり玖珠町はこういったバスがあるぞといったようなバスに仕立て上げられないと金がかかっても仕方ない、玖珠町のやはり観光PRと思うんです。これは以前、私もさっき言ったように購入予定の時にそういったことを質問しております。そういったことをやはり職員感覚だけでなく、やはり町民の声、我々の声も聞いて立派なバスにしてもらいたい。これは低床バスにはなっておりますけれども、これはもう低床バスは当然のことですわね。

先ほど町長の説明もありましたが、高齢者の方々、障害者の方々が利用しやすいということをおっしゃっていましたが、ただそれだけじゃなく、議員の何人かも言うておりましたが、森の町並みを走る時、こういった時にやはり観光客はどこでもさっと乗って、ああここでちょっと喫茶店にでも寄っ

てみようとか、三島公園の手前でそれなら降りてどこどこへ寄ってみようとかいうような、簡単に乗れる、また乗ってみたいバスに仕上げなければ、せっかくのこの予算計上は何もならんのではなからうか。我々もあちこち、この各議員諸氏はそういったところを見て回っております。

例えば、この前群馬県のクロちゃんの町です。ほんの僅かなんですね。バスの前に、何か前面があるでしょう、D51の。あれを前につけて、あとボディーを今度機関車に色塗りをしているんですね。ただそれだけで立派な、ああこれクロちゃんのまちだと。

これはもう特別な名前を言っちゃいかんと思いますが、サファリとか、あそこにある象の鼻をつけるだとか、ライオンにしようとか、そういったことじゃなくて、珍珠町には本当に立派なものを運行し出したなど、乗ってみたいなというバスにしていきたい。そこらどうですか。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） その点につきまして、充分考慮しながら対応していきたいと思っております。

○議長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） これは完成前にこういったことを注文したということ、我々にちょっと見せてください。メーカーに折衝するときに早目に、よろしくお願いします。

○議長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3番（宿利忠明君） 3番、宿利です。利用としては高齢者、身体が不自由な人の移動手段を確保するとあるんですけども、乗車定員を見たときに27人乗りで座席が12人、立ち席が14人、いささか立ち席が多いような感じがするんですけども、この理由をお聞きいたします。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 当初の仕様では標準的に座席数は10席でございました。しかしながら、これは議会の中でも座席数が少ないというご指摘をいただきましたので、その後実際にバスを見るような形もとりましたが、いかにスペースを確保しながら座席数を確保できるか、それを検討した結果、12席にすることが現段階ではいっぱいではないかと、そういうように思っております。なるべく座席を確保したいというように考えた結果でございます。

○議長（高田修治君） ほかに質疑ありませんか。

関連ですか。3番宿利忠明君。

○3番（宿利忠明君） これ、低床ということで室内が狭いのでやむを得ず立ち席を多くしたということですか。例えば車いすを乗せるために、そのスペースをあけるために、これをとっておくということではないわけですか。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 低床だから狭いということではございませんが、車いすの方のスペースですとか、あるいは乗り降りの際に荷物を持った方が動きやすいように、そういったスペースを確保するということで、こういった席になっております。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 7番河野です。今本当に季節的にも暑かったり寒かったり、また雨が降ったり冬になると雪が降ったりするんですけども、そういうときに建物の中とかで待っていたり、待合所の中で待っていたりしたときに、来るのを知らせる音楽か何かを流して、ああ循環バスが今来ているなというようなことがわかるような、そういうようなところも工夫されたらどうでしょうか。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 現在のこのバスの仕様書の中には、スピーカ等は外部に向けては入っておりません。乗降口にはつくんですけども、音楽を流すような装置はこの契約の中には含まれておりませんので、バス本体につけるとなると、また別の契約に関する変更等が生じるだろうと思いますので、現段階ではそのことについて具体的にお答えをすることはできません。

ただ、別の方法で何かお知らせすることができる可能性があれば、探ってまいりたいと思います。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） ちょっと今質問で先についているか、ついていないかを聞けばよかったんですけども、やはり高齢者も多いし、そういうところのちょっとした工夫をされて、今回これを当初予算でバスの購入費を見ていると思うんですけども、していく中で変更できるようなことがあればそのようなことも考えられて、また楽しいバスが通っているな、あれは巡回バスだよというようなこともやはり玖珠町としてしたら、楽しいまちづくりになるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、もう一度考えられませんか。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 防衛省の補助金をいただきますので、その点を含めまして防衛省のほうと一度協議をしたいと思います。

○議長（高田修治君） ほかに質問ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第89号の質疑を終わります。

次に、追加議案集3ページです。議案第90号、平成24年度玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約の締結について、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第90号の質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第88号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第89号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第90号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第88号は土地の取得についてであります。反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思えます。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第88号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（高田修治君） 着席ください。起立全員です。

よって、議案第88号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第89号 平成24年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業まちなか循環バス購入契約の締結についてであります。反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思えます。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第89号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第89号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第90号 平成24年度玖珠工業団地建設事業に係る町道井の尻四日市線建設工事委託契約の締結についてであります。反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思えます。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第90号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第90号は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日20日から23日までの4日間は議案考察のため休会いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、明日20日から23日までの4日間は議案考察のため休会、24日は閉会日となります。

本日は、これにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年9月19日

玖珠町議会議長 高田修治

署名議員 廣澤俊幸

署名議員 尾方嗣男